

民衆讀本

樞密院
法律學博士
長前司法大臣
平沼騏一郎閣下題字
大日本國民修養會編纂



特277
941

特277-941
*76W10882



始





民衆讀本



樞密院副議長 前司法大臣
法學博士 男爵

平沼騏一郎閣下題字
大日本國民修養會編纂

東京 日本書院發行

主敬

上海



上海图书馆藏

上海图书馆藏

上海图书馆藏

上海图书馆藏

76W10882



昭和丁卯秋 機外騏書



序 文

讀本と名のつく讀本は非常に多いが、皆専門的であつて、一般國民の常識を基礎とした民衆讀本が甚だ稀であることは非常に遺憾である。即ち一般民衆讀本といふ以上はその日常生活の上に極めて必要な、極めて適切な項目を論述されてあることが勿論である。國民の常識を高め、民衆の教育程度を高からしめる上からいつても、この民衆讀本の要求されるのは全く當然の事である。一般民衆が社會公人として立つ場合も、家庭の家長として立つ場合も、實際的事務の人として働く場合も、本書の内容の全部は最も樞要欠くべからざる要素である。

本來の性質上民衆は常に新しき常識を要する。昭和の新時代に於ける民衆は、昭和時代になつた最も新しい新智識を注入するの必要は申す迄もない事である。實業家である、労働者であると、學生であると、事務家

であること、商家の子弟であること、農家の青年であることを問はず、苟くも日本國民として普選に直面するに當つて、實際的教育の上から本書の普及を切實に希望してやまないものである。

本書がこの意味で生れた事は内容の豊富であることによつてもよく解るであらうが、本書の目的が決して一時的のものでないと云ふ事も茲に誓言して憚らぬのである。

樞密院副議長前司法大臣法學博士男爵平沼騏一郎閣下が本書の爲めに題字を給ひ、その巻頭を飾るに依つても我が國民性の基礎をして益々健實にしかも永遠に日本本來固有の人格的徳性を發露して、一層意義ある常識の向上を世界に輝かしめんことを期するのである。

昭和二年九月

大日本國民修養會

編者識

民衆讀本 (目次)

社會篇

人と社會	一
公民	四
自治	六
社會奉仕	一二
社會改善	一五
社會問題	一八
公共團體	二三
交通	二六
衛生	三〇

(目次)

三

警察.....

三二

政治篇

天皇.....

三七

臣民.....

三九

立憲政治.....

四二

我が國體.....

四六

國法.....

五三

帝國議會.....

五五

普通選舉.....

五九

政黨.....

六六

租稅.....

七一

兵役.....

七三

國運.....

七七

國防.....

八一

國際關係.....

八五

一 條約.....

八五

二 戰爭.....

八七

三 國際生活を中心.....

八八

中央官廳.....

九一

地方官廳.....

九三

府縣.....

九六

町村.....

九九

官吏.....

一〇一

裁判所.....

一〇二

經濟篇

資本と労働.....

一〇六

銀行と會社	一一五
銀行	一一五
會社	一二六
郵便貯金と銀行預金	一二七
保險	一四四
生産	一四七
財政と統計	一五一
一 財政	一五一
二 統計	一五六
金融	一六二
郵便年金	一六六
商業	一七〇

實業篇

工業	一七二
農業	一七五
貿易	一七九
産業組合	一八二
實業青年の資格	一八五

教育篇

普通教育	一九三
専門教育	二〇一
家庭教育	二〇五
社會教育	二一七
科學の發達	二二三

修養篇

時代と雄辯 二二九

時の記念日 二三三

攝生と鍛錬 一三六

敬神 二四二

藝術篇

小説 二四六

演劇 二五五

繪畫 二六一

趣味篇

登山の智識 二六五

ラヂオを聴くには 二七七

映畫の出来るまで 二八五

海水浴と水泳 一九三

家庭篇

家庭 三〇一

親子 三〇七

親族 三〇九

生計 三一二

財産 三一八

職業 三三三

戸籍 三三七

民衆讀本

(目次終)

民衆讀本

社會篇

人と社會

人は生れながらの性質として、孤立して生存することは出来ない。若し假りに孤立の生活をしやうとすれば、たゞ獨ひらぼつちで淋しいといふばかりではなく、衣食住の手段が絶たれてしまつて、決して生活は出来るものではない。だから人々が互に助け合つて、自分の便利も調へ、人の便利も計るから、この人間の社會といふものが成立つのである。かうして我々は大なり小なり、必ず共同して種々の團體を作る。家族でも、郷土でも、國家でも皆團體であるが、それ等の團體には團體共通の目的と、共通の感情と

人間の社會
團體

をもつてゐる。かゝる團體を總稱して社會といふのである。

今社會の有様を見るに、先づ家族生活を營んで社會の基礎を作り、その家族が互に助け合つて一つの部落を作り、更に村をなし、町をなし、市をなし、府縣となり、國家となる。これが社會の姿である。そこで個人はこの大きな社會を作つてゐる一分子といふことが出来る。社會は多數の個人が結合して出来たものであるから、個人は決して社會を離れて生きることは出来ない。社會の進歩、發展、幸福と共に歩まなくてはならない。それと同時に社會も個人を離れて存在することは出来ない。

社會は個人の共同生活場で、社會は個人が作つてゐるのであるから、個人が善良であれば、その社會も善良で、個人にも幸福を與へるものであるが、個人が善良でなければ、その社會は不健全で個人に幸福を與へることは出来ない。そこで我々は社會から恩恵を受けると同時に、社會に對して盡さなければならぬ。社會の一員たる個人は自分の利益幸福を受けると同時に、協同一致して社會全體の利益幸福を圖り、相寄り相助けて共存共

榮の實をあげなければならぬのである。

人は各々違つた性質や職業や地位をもつてゐる。そして一人の得なことは、他の一人の損といふやうに、互に利害關係のちがふ場合が、随分少ない。それにもかゝらず、かやうに多くの人々が集まつて共同の生活をするには、一つは天性にもよるのであるが、又相寄り相助けて、「世間は相もち」といふ有様でなければ、幸福な生活は出来ないからである。我々は社會の力なしには、衣食住の諸材料を得られやう筈もなく、社會の力なしには、言語や知識を得られやう筈もなく、生きがひのある生活も出来ないのである。皆社會のお蔭を蒙つてゐる。我々は社會の力の中に養育され成長して行くといへる。かう考へると、社會の有難さが判かる。

我々が共存共榮の實をあげるには、個人がすべて公共的精神を發揮して先づ社會の福利をはかり、それがやがて自分の幸福になるものであることに目覺めなくてはならぬ。かうして生存する所に、自ら人生の意義も見出されて來るのである。

公 民

四

或る町村内に住所を有するものは、老幼男女を問はずその町村の住民といふのである。こゝに住所といふのは本籍地、寄留地に關係なく、生活の本據をいひ、本籍の有無などは問はない。誰でもそこに常住する事實があれば、それを住所と見るのである。住民は市町村を構成する要素であつて公法上の権利、義務を有する。即ち市町村費を負擔する義務と市町村の財産並に營造物を共有する権利とがある。

住民を分ちて公民と普通住民とする。住民はすべてその土地に住んでゐるものを言ふのであるが、公民はこの住民の中から、一定の資格のあるものに公務にあづかる権利を與へたものをいふのである。

- 一 帝國臣民たる男子にして年齢二十五歳以上の者。
- 二 獨立の生計を營む者。

公民の資格

住民

三 二年以上その市町村の住民たる者。

四 二年以上その市町村の直接市町村税を納める者。

但しこの條件にあてはまつても、禁治産者、準禁治産者、六年の懲役、禁錮以上の刑に處せられた者、或は公費の救助を受けて二ケ年を経過しない者などは、公民の資格はない。而して一度公民權を得たものでも、右の資格の一つを欠いたり、但書にあてはまることのある場合には公民權を失ふのである。

なほ右の資格の條件を具へないもので、特別に公民となるものがある。

それは有給の市町村長、有給の市町村助役、収入役等は、その職務の期間内は公民とみなすのである。

公民は一般住民以上に特別の權利を有つてゐる。それは公務に參與する權利である。而してそれと同時にこれを擔任する義務を負ふてゐる。公務に參與するといふのは市町村の選舉に關係することや、市町村の名譽職に選舉される權利をいふのである。又公務を擔任する義務といふのは、市町

公民の權利 義務

村の名譽職に就く義務をいふのである。名譽職に就くことは一面は権利であり一面は義務である。公民であつて若しこの義務を果さない時には、公民権を停止したり時には増税を課することもある。その他公民権の停止される場合は、租税の滞納處分を受けた者、家資分散、破産の宣告を受けて未だ復権しないもの、六年未滿の懲役禁錮の刑に處せられたものなどである。又陸海軍の現役に服するものも公民権を有しないのである。

公民権は重大な特權であつて、これを正しく運用するに否とは、自治制の盛衰に大いに影響するのでなるから、公民たるものはこれを尊重し、權利と義務を完全に履行しなくてはならない。

自 治

自治といふのは自ら治めるといふ意味である。團體の行政事務を國家直接の事務とし、團體自身の事務とし、團體自身の機關によつて處理することをいふのである。

自治制度はその源を英國に發し、明治二十一年以來我が國の地方制度の基礎となつてあるものであつて、立憲制度と相並んで、近世に發達した文明的制度であるに認められてゐるだけに、種々の長所を有つてゐる。一例を擧げてみると、地方行政の衝に當るものが、直接に中央政府の官吏ではなくて、その地方の人民であるから、所謂官僚政治の弊害を避けることが出來、行政の施設をして實際の要求に適切ならしむる利益がある。又地方の租税をその地方の費用に充てるから、鄰保團結の美風を養ふに便利である。

自治制度の政治的基礎は、立憲制度と其の趣を同じくし、地方人民の公共的精神にある。若し團體や國家を尊重しない人民に、自治といふ利器をまかせたことしたら、その弊害は實に甚しいであらう。

地方團體の階級は、府縣がその上位にあり、市町村がその下位にある。府縣は内務大臣が監督し、市は第一次に府縣知事、第二次に内務大臣が監督し、町村は第一次に府縣知事、第二次に内務大臣が監督する。

公益

他人との交際は向ふ三軒兩隣から始まる。向ふ三軒兩隣が互にその利益を圖り合ふのが、公益の第一歩である。電車に乗らうとする群集の中に混じつて、人を押しつけて我れ先きに乘らうとしたり、花見の群集の中に自動車を乗り廻したりして、他人に迷惑をかけることは都會の地ではよく見受ける所であるが、さういふ場合に、若し自分の家族のものがゐたとしたら、押しのけたり乗り廻したりは決してしないであらう。縁もゆかりもない他人ばかりだと思ふから、人の迷惑も平氣にやることになる。しかし他人であらうが自分の家族であらうが、世の中を渡るのに、そんな差別をつけてはならない。他人の迷惑他人の苦痛も、自分の迷惑自分の苦痛と同じものであると氣がつけば、公衆のために利益をはかることも、格別努めてしなくても自然に出来ることである。

公益と私益

公益を計るのが私益にならぬと決まつたわけでもなく、私益を計ること

もそれが正當であれば、公益にならぬといふわけはない。例へば自分一個の利益を計らうとする考から出たにしても、或る人が電燈カバを工夫案出して、それを製造した所が、それが流行して一地方の特産品となり、その地方民衆がそれによつて職業を得ることになれば、私益は公益となつたのである。そして製造者が品質技術共に精良なものを出したとすれば、それは公益を重んじたことであるが、それがために信用を博し、販路を擴張して業務が繁榮になれば、公益を重んじたことがその人の私益をも増したことになる。

公益と私益とが一致する事業は、公にとつても私にとつても最も善い社會現象であつて、かやうな事業は發展も順調に行き、効果も大きく、公私共に利益を容易に生み出すことが出来る。これと反對に公益と私益と一致しない事業、例へば魚を濫りに捕ることは公益を害するが、その個人の利益を大きくするかといふに、魚族の繁殖を妨げるから、自然漁業者の事業が滅びてしまふ。利益が得られる所の話ではなく、破産の憂き目を見なけ

ればならないことになる。個人に向つて私益を計らずに公益を計れといふことは、人情にそむいた無理な話のやうであるが、私益と公益とが一致することを確認に認めれば、それは立派に出来ることである。この事は誰しもよく知つてゐる所であつても、私益を計ることに熱心なあまり、兎角私益と公益との一致することの必要を忘れて、公益は公益、私益は私益といふやうに別々に考へて、悪い性質の人でもないのに、公益の事は、つちのけにしてしまつて、私益ばかり計ることは、世間によくある例であるが、公益と私益との關係を考へる余裕なく、私益ばかり計るやうになると、遂には公益を害しても私益を得れば満足するやうになり、しまひには一團體一組合、一地方、大きくなれば一國、世界の公益を害しても、たゞ自分ばかり私益を得やうとするやうになる。かやうな偏狹な考は、つまり個人の利益ともならず、國家社會の利益ともならないのである。

明治天皇の勅語に「進んで公益を廣め」と仰せられてある。人を教育する目的は色々あるけれども、智能を啓發し、徳器を成就し、以て公益を廣

める準備とするのが、その一大目的である。青年が學校を卒業して業務につき、社會の一人となつて生活するやうになると、金錢の慾や名譽の慾や權力の慾などが強くなつて來て、自分の手腕力量を計らずに、大きな事業に手を出して失敗することがある。かやうなものは社會活動を鈍らす加害者である。社會を害すやうな行爲を避けるのは、公益の初歩であることをご知らなければならぬ。

公衆の利益を計るには、自分の利益を犠牲にしなければ出來ないと考へる人もあるが、必ずしもさうする必要はない。各個人の精神が孤獨主義に傾くと、自から社會の事業は沈衰し、自分の上にも不利益となる。これと反對に社會の事業が大に發展し、公衆の活動が盛な時には、自分もお蔭で利益を得るものである。かやうに個人の利害と社會の利害とは必ずしも別々なものではなく、二つのものが兩立するものであるから、一個人の利害は社會の利害であり、社會の利害は一個人の利害となるわけで、公益を計るからといつて、自分の利害を捨て、かゝる必要はない。たゞ社會と離れ

た孤獨の生活は虚偽の生活であつて、人は飽くまで公衆と共に生活を楽しむべきものであることを知ればよいのである。

今日の自治制の精神も公益を重んずることであり、購賣組合、消費組合、産業組合など種々の組合の行はれるのも、亦公益の精神が表はれたもの以外ならぬのである。

社會奉仕

文明社會は組織的社會である。文明の勢力といふのは組織的勢力のことである。我々の社會を健全に發達させるためには、國民的組織を強固にしなければならぬが、それには各個人の社會心を發達させる必要がある。

社會心といふのは我々が共同生活の大世帯の一人として、銘々がその任意的義務を實行する心掛けである。例へば汽車の内喫煙するのは、他人の迷惑をかまはない、共同生活に注意しないからである。電車の内一人の乗客が少し身動きすれば、立つてゐる乗客の一人を席にかけさせること

が出来るときにも、そんな事には頓着しないのは、多くの人と共に生活してゐるのだといふ氣持が無いからである。かやうに日常の生活において、人情の無いことを平氣にしてゐるのは、社會心の教養が不充分であるからである。即ち日々の生活に共同生活をする素養が足りないからである。そして其の缺乏は日々の生活の上に、幾多の不利益、不都合、間違ひ、衝突などを生ずるばかりでなく、國家の大運動の上にも、多くの障礙が出来るのである。共同生活、大部隊の運動には、若しその中の一人又は數人に不心得のものがあつて、約束を守らず、受持ちの義務を實行せず、責任を輕んずるやうなことがあれば、忽ち共同生活全體の損害を來たすのである。

現代文明の生存競争は極めて大仕掛けの競争であつて、一個人を一個人としての競争ではなく、集團を一個としての大競争である。だから其の勝負はたゞ、數の多少を以て決せらるべきものではなく、團體の組織が完成され、其の聯絡が圓滑に行はれ、其の協同一致の力が發揮されてゐるものが、最後の勝利を占めるのである。かやうに社會心の教養は社會生活上

最も重大な意味を有つたものであるが、それには各地方にある青年團、少年團などの事業が最も適當であつて、それ等は單に青年團、少年團そのものゝためばかりでなく、組織的能力を養ふ實地の演習機關として、最も道徳的意義のある事業である。それ故青年少年はそれに對して一地方、一局部の事業と考へないで、我が國民の組織的能力を養ふ道場として尊重すべきである。

人間生活は個人本位の考へ方と、社會本位の考へ方とがあるが、近來我が國も社會本位の考へ方が強大となり、政治、經濟、道徳等にも現代人の社會意識といふものが強く働いて來た。この考へ方は人が互にやつて行く共同の必要なことを高調する。そして我等は社會から種々の利益を貰つてゐるばかりで、これに對して返禮をしないといふことは許されない。たゞひ現在にあつては社會に對して取るばかりで與へないとしても、與へることが結局の理想でなくてはならない。茲に社會奉仕といふ精神が生れて來るのである。我々は自分一人で社會を背負つて立つてゐるのではないから

お互に取つたものは與へて行く。即ち社會に對する義務は、これを返して行くといふのが社會奉仕である。

我々の職業には趣味といふものが無いと、常にその職業に對して不平や不満が起つて、どんなに待遇が良くなつても、どんなに生活が向上しても心の不安は去らないのであるが、自分の職業が社會に對する一つの奉仕であることを意識して、そこに自ら満足を求めて行くべきである。かうして社會奉仕の精神は人に職業を愉快ならしめるやうにするのである。

社會改善

人間生活は個人本位の考へ方と、社會本位の考へ方とがある。近來我が國も社會本位に考へる方面が強大となり、現代人の社會意識は、さういふ方面に大に傾いて來た。以前の個人本位の考へ方を非難するものは、それは利己主義的でない。もつと社會公衆の立場を考へなければいけないといふのである。

ところが社會本位の考へ方では、一切の責任を社會にきせたり、他人にきせたりして、自分はたゞその權利を主張する傾向もある。かうなるゝ責任の在る所が明かでなく、そこから幾多の弊害が生れて來る。

今日の社會本位の考へ方は、互にやつて行く共同の必要なことはいふけれど、誰もこれを自分の責任であるとして深く感じないで、たゞ互に第三者の責任を呼び合つて、歸着する所が判らない状態であつて、權利は主張するが、責任を負ふことを避ける弊に陥つてゐるのである。

個人は社會の中に在る。社會が悪かつたら個人も悪くなる。社會の影響感化を個人がうけることは明かであるが、萬事たゞ社會が悪いといつてしまつたのでは、どうして社會を改善するか、その方法がないことになる。社會改善をしなければならぬと言つた所で、誰が社會を改善するか、誰がそれに責任をもつのであるか。たゞ廣く社會生活を見て、個人が社會の中にあることだけを知つてゐるのでは、眞の社會改善は出來ない。社會がかへつて個人の中にあることを考へなければいけない。例へば枝や芽は樹木

の中にあるが、その枝や芽の中に木があることには人が氣がつかない。その芽は小さいが、木を表現してゐる。木はその芽を通じて伸びる。全體が生長するのは、各部分を通じて全體が大きくなるのである。かやうな意味に於て個人は社會の中にあるが、同時に社會が個人の中にある。我々日本人は日本國民の中に一員として存在すると同時に、我れ一人の中に日本國民があり、個人の中に國家が存する。即ちこれが我れ一人にして社會的國家的生活に、責任を深く味はなくてはならぬわけである。この責任感に基いて自ら努力することによつて、多少とも國家的社會的生活を改善することが出来るのである。社會を改善するには凡ての人の共同一致も必要であるが、自分一人でも出来るだけ改善をするといふ、積極的の責任努力の感をもつて活動することが必要である。皆でやらねばならぬといふことは明かであつても、結局一人一人が他人はやるかやらぬか判らぬとしても、自分一人だけでもやつて見せるといふ、社會的公共的精神を自分一人の心の中に植へつけて、個人を通じて社會が作られ、社會は個人の中にもあるの

であるから、一人づつの正義を守るこそが、社會改善の原動力であることを忘れてはならない。

社會問題といふのは弊害の多い社會の救済法を研究することである。だから社會問題の範圍は極めて廣いけれど、結局の目的は社會の幸福を増進する所にある。今日社會問題として取扱はれてゐるものゝ中主なものは、労働問題、食糧問題、人口問題、農村問題、小作問題、婦人問題、思想問題、平和問題など頗る多い。

こゝに必要なのはこれ等の社會問題に解決を與へ、社會を改善することである。政府を始め各方面で社會政策について、熱心に研究もし實行もしてゐるのはこれがためである。

社會問題

社會といふものは一方に人間と物質とが結びつき、他方に人間お互が結び合つたものである。そこで社會に關する問題は、一方には人間と物質と

の關係から生じて來るし、又他方には人間お互の關係から生じて來る。かくて一方には經濟に關する問題となり、他方には政治や法律や道德などに關する問題となつて現はれて來る。社會問題といふことは人間の物質上及び精神上の生活問題であつて、社會を組立てゝ行く上に重大なことであるから、社會は何ぞか對策を講じなければならぬといふのである。社會を組立てゝゐるのはその階級であるが、その一部の階級の人達が、現代の社會組織では人間として時代に適した生活が出来ないといふ所から、社會問題が生れて來るのであるから、社會問題は生活問題であると同時に階級問題である。

今日の社會では一部の階級の人達にとつては、物質上の生活が實際人間らしい生活となり得るかどうかの死活問題となつてゐる。又經濟上の地位が、時代に適應する生活をなし得るかどうかの根本問題となつてゐる。だから今日の社會問題は、主として經濟生活に關する經濟階級の問題となる。それといふのは今日或る階級の人達が物質を自分の手段とすることが出來

ず、他の階級の人達のために、物質のやうに手段に使はれてゐるからである。それ故若しすべての人間が、生産の手段を勝手氣まゝに使ふことが出来、他人に使はれることがないならば、今日の社會問題は解決される筈であらうが、實際は到底そんなことは望み得ない。そこで社會主義といふものが生れて來るわけであり、それに對する對策を講ずる所から、そこに社會政策といふものが生れて來るわけである。今日の社會問題は經濟と階級とを中心としてゐると言へる。所が一方に社會問題は現代社會の全體に影響を及ぼす貧困や疾病や犯罪などを處理しやうとする。即ち社會の福利を問題とするもので、そこに社會事業といふものが發達するのである。社會事業が社會政策と違ふのは、その扱ふ問題が違ふからであるが、我國では多く社會問題をかういふ福利問題の意味に用ひてゐて、社會の本體に觸れやうとしない傾向がある。

現代の物質上經濟上の社會生活が、或る一部の階級の人達に頗る困難となつて來た。そしてそれはその人達の物質上の生活ばかりでなく、精神上

精神問題

の生活にも不安を生じて來た。そこに社會問題が生れて來たのであるから經濟問題であると同時に精神問題である。社會現象の間に衝突があり、不調和があり、又社會階級の間には甚しい懸隔があつて、そこに虐げられた或る階級がある。そしてその階級の人達の間には自覺が生じ、階級意識が發達して來ると、そこに社會問題が發生する。

社會問題は個人にとつては、現代人として生きるか死ぬかの問題であり社會にとつてはその組織が立てられ、その秩序が保たれ、その發達が遂げられるかどうかの問題である。

經濟問題

現代の社會問題は主として經濟問題である。今日の文明國では政治上には一般民衆に選舉權その他の公權が與へられ、法律上には平等の私權が認められ、道徳上には對等の人格が認められてゐるのに、獨り經濟上には貧富の懸隔が甚しく、その地位や境遇が頗る不公平であつて、實際に權利も人格も認められない。そこに勞働無産階級を中心とする經濟問題が、現代の社會問題となつて發生することは當然のことであらう。主として勞働無

産階級が傳統の社會秩序、現在の社會組織の下では、とても人間らしい時代に適應した生活は出来ないといふ所に、労働問題の名でいはれる社會問題がある。労働者の救済、教育、慰安などの施設をするのが労働者福利問題であり、労働賃銀、労働時間、労働團結、團體協約、同盟罷業などを扱ふのが眞の労働問題である。

失業問題は現代の産業制度や労働組織の關係から生じた、重大な産業問題でもあり、重大な労働問題でもある。財界の恐慌につれて發生する失業問題は、その最も大きなものであるが、智識階級の失業問題も、最近深刻となりつゝある。

労働問題の變態とも見られる農民問題、小作人問題、漁民問題、貧民問題なども重要な社會問題である。

婦人問題も結婚問題や出産問題、産兒調節問題、婦人労働、婦人職業、婦人参政などの諸問題があつて、それが社會問題ともなり政治問題ともなるのである。

我國の新産業は明治初年は、西洋の技術を習つて起した官營事業や模範工場が、民間に移されて保護獎勵に努めたに始まり、機械の發明應用や蒸汽動力の使用から、新しい工場企業が起つて、賃銀制度も生じ、資本の集中や信用の擴張などの行はれた産業革命時代となり、進んで今日の資本主義といはるゝ經濟組織を發生したのであるが、この間に労働問題や失業問題が、近代の資本制度の經濟組織が生んだのであるのに、封建時代から傳はつた小作制の農業組織から小作問題、農村問題が生れ、封建時代の身分制社會組織が遺した部落問題が生れて來て、工業上の賃銀労働者たちがひ傳統的に因襲的に組織づけられてゐただけに、小作人、農民、部落民に關する階級が深刻に見えるのである。知識階級の失業問題は教育問題と關聯して重要な社會問題となり、人口の過剩につれて起つた移民問題は、人口問題の一つとして重大な社會問題と見られてゐる。

公共團體

公共團體といふのは國家行政の機關であつて、人格を有し、國家の委任によりて自治を行ふものである。公共團體には地方公共團體と、公共組合團體との二種がある。

地方公共團體

地方公共團體は二種に分けられる。即ち一つは普通地方公共團體であつて、一つは特別地方公共團體である。普通地方公共團體は一定の地域を基礎として成立し、其の事務の一般的なるものをいひ、府縣、市町村がそれである。特別地方公共團體は其の事務の特別なものをいひ、學校組合とか水利組合とかいふやうなものである。

公共組合團體

公共組合團體は地域上の區劃に依らず、單に一定の目的を有するのみであつて、例へば營業組合のやうなものである。

國家は公共團體を一個の法人と認め、國家の事務を委任する。府縣は市町村の上級にある地方公共團體であつて、國の行政區劃であると同時に、また地方公共團體たるものである。市町村は其の下級にある地方公共團體であつて、完全なる自治體である。其の重なる目的は市町村の區域内にお

自治

いて公共事務を處理するにある。

公共團體が自己の機關によりて、其の團體に委任された國務を處理するを自治といひ、自治をなす權を自治權といふのである。

我が國における市町村は、其の公民中から選出された市町村長等の如き自己の機關を以て、委任によりて自己の事務となつた國の行政事務を行ふのであるから、純然たる自治團體といふことが出来る。また同じく自治團體と認められる府縣は、府縣知事其の他の官吏を以て、其の行政をなさしめるから、自治の精神に反することはないかといふ疑が生ずるが、これは一の例外である。

自治の制度は人民をして自ら公共事務に従事せしむるものであるから、地方實際の事情に適合する行政をなし得るのみならず、一般人民に對しては其の公共心を養成し、政治上の知識を得させ、國家と社會に對しては其の間の連絡を圖るものであるから、憲法政治の基礎として缺くべからざるものである。

かやうに一般人民をして自ら公共事務に従事せしめて、公共團體の發達を期すると共に、人民の公共心と政治的知識との進歩を促し、さうして憲法政治を發達せしむるといふのが、實に自治の本旨とする所である。

交 通

運輸機關と通信機關

交通機關は運輸と通信とに分かれてゐて、運輸機關の主なもの道路、鐵道、船舶、航空などであり、通信機關の主なもの郵便、電信、電話などがあり、近年に至つて無線電話と無線電信が著しく發達した。

一、道路 我が國の道路は國道、府縣道、市道、町村道の四種に分けられ、これ等道路の全延長は實に十二萬里に達してゐる。道路の上で運輸の便を計るものには、自動車、馬車、荷馬車、自轉車、オートバイ、サイドカー、人力車などがある。

一、鐵道 鐵道には國有鐵道と私有鐵道とがある。現在では臺灣、朝鮮、樺太、南滿洲を加へると一萬數千哩に達してゐる。而して近年に至つ

て電氣鐵道が著しく發達しつゝある。

一、船舶 船舶は主として汽船會社の所有するもので、その主なるものは日本郵船、大阪商船、國際汽船、東洋汽船、近海郵船、日清汽船などがある。これ等の會社の汽船は一定の航路を航海し、その航路には沿岸航路、近海航路、遠洋航路などがある。

通信機關の郵便、電信、電話の中、無線電信、無線電話は近時大いに發達し、最も有力なる通信機關となつてゐる。

一、航空 我國の航空界がまだ不振の域を脱しないのは、航空資金の豊富でないことが大原因である。日本でも立派な飛行機は造られるが、その發動機は英國製か佛國製か獨逸製かであつて、そこに日本航空界の弱味がある。我が航空界も一時は歐米のそれに追いつけさうな氣勢を見せたが、最近の歐米航空界の有様から考へると、その隔りが段々廣がつて行く感が深い。その國の國情に伴ふ航空機の自給自足といふことは、やがてその國の航空界の進度を示す標準である。航空機の運

用に關する才能膽力において、日本人は決して歐米人に劣るものではない。我國の航空行政は内閣の下にあつて、陸軍、海軍、逓信、文部各省の所管に分轄されてゐる。

陸軍省には航空課と航空部とあり、航空部は更に本部と補給部とに分れ、陸軍飛行學校と航空検査官はその直轄に屬し、各飛行聯隊及び氣球隊も、各所屬師團と聯繫して本部の所管下にある。補給部は所澤各務ヶ原の支部を始め各飛行聯隊の器材その他の補給修理を監理してゐる。

海軍省には軍務局に航空課があり、艦政本部は海軍航空試験所、各海軍工廠及び造兵廠を監理する一方、各鎮守府と聯繫して各海軍航空隊及び艦隊航空隊を統轄してゐる。

逓信省には航空局があり、民間航空事業並に民間航空従業者を監理する。

文部省の所管には帝國大學の航空講座、東京越中島の航空研究所等が

あり、優秀なる航空學者を養成する一方、學理と實際との兩方面から航空學と航空術の研究發達に努めてゐる。

別に臺灣總督府には民政廳管下に航空理蕃警察を置き、臺灣屏東に飛行場を有し、主として理蕃飛行に従事してゐる。

逓信省航空局は軍事以外の航空事業に對する指導保護獎勵及び取締、その他民間航空事業の全般を總轄する關係上、我國民間航空の進展は一に航空局の指示方針に係る所が極めて多い。航空局では毎年飛行練習生を募集し、體格學術試験に合格したものを所澤陸軍飛行學校又は霞ヶ浦海軍航空隊に依託して、陸上機又は水上機の飛行術を修得せしめ、民間飛行士の養成に務めてゐる。又航空取締規則の制定に伴ひ、民間航空機操縦士免許規則並に航空機検査規則を公布し、これを実施してゐる。定期郵便飛行は飛行機による郵便物の遞送を取扱ひ、郵便物は料金を完納した第一種第二種郵便物で、その表面に「飛行」と朱書したものに限られ、引受及び配達はすべて通常の方法により、現在

の航空路は日本航空會社の大阪—福岡間、別府—小郡間、日本空航輸送研究所の堺—今治—大分間、堺—高松—徳島間、朝日新聞社東西定期航空會の大阪—東京間、東京—仙臺間等である。

衛 生

個人衛生
公衆衛生

衛生には個人衛生と、公衆衛生とがある。我が國民は個人衛生はともかく、公衆衛生は西洋諸國より大に劣つてゐる。衛生思想の進んだ今日でもまだ傳染病患者を隠匿したり、定期の大掃除を怠つたり、豫防注射を嫌つたり、夜中に家の塵芥を下水溝に捨てたり、市町村で多額の費を投じて蠅の驅除に務めてゐるのに、個人の家では一向不注意であつたり、結核患者でありながら平氣で多人數の集合する所に出たりすることは珍しくない。これ等は社會共存の精神を知らぬ者のすること、文化の進んだ國民の耻辱といはねばならぬ。それゆゑ公衆衛生に關しては、國家が法律を以て強制するのである。

傳染病

公衆衛生の中で最も注意すべきは傳染病である。一般に傳染病といへば傳染する病氣を總稱するのであるが、我が國の法律では特にコレラ、赤痢、腸チフス、發疹チフス、猩紅熱、ヂフテリヤ、痘瘡、ペストの八種を傳染病と定められてゐる。なほ主務大臣は必要な場合には、この外の病氣をも傳染病に指定することが出来る。

法定傳染病にかゝつた時は、直ちに届出でねばならぬ。これを診断した醫師も同様である。この届出によつて市町村は患者の家を消毒し、患者を隔離し、時に交通の遮斷などを行ふ。即ち人民の居住、通行などの自由を制限するのであるが、以上の届出を怠つたり、又は處置を拒むことは出来ない。

市町村では傳染病の傳播を防ぐために必要な施設をせねばならぬ。若し自治體がこれを怠ると、官廳が代つてこれを施設し、その費用を自治體に支辨させることがある。尚ほ傳染病の流行地から來る者の身體検査を強制する。これが検査である。その他豫防注射を強制したり、危険の疑ある物

隔離 交通遮斷

衛生施設

検査 豫防注射

品を焼却したり、死屍の火葬を命じたりすることもあるが、すべて國民全般の幸福のためにすることであるから、個人の権利を主張して、これ等の處置を拒むことは出来ないものである。

肺結核、マラリヤ、肺炎、流行性感冒、トラホーム、花柳病などは、法律によつて定められてはゐないけれど、悪質の傳染病であるから、若しこれ等の病にかゝつた場合には、自ら進んで公衆衛生を守り、他人に迷惑をかけるいやうに努めなければならぬ。

警察

我れ々の生命、財産は、我れれ自身でも保護すべきものであるけれど、國家としても國民を保護し、安全なる生活をさせるために警察の制度が設けられてゐるのである。

警察の機關としては各府縣に警察部があり、その下に警察署と、巡査駐在所があり、警察部長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査等が、それ

警察部
警察署
巡査駐在所

警視廳

司法警察事務

行政警察事務

の事務を掌つてゐる。たゞ東京だけは各府縣警察部とちがつて、府廳より獨立した警視廳があつて、警視總監は内務大臣の監督の下に、市内多數の警察署を統轄して、帝都警衛の任に當つてゐる。

警察の事務には司法警察事務と行政警察事務とがある。司法警察といふのは法律規則に違反し罪を犯した者が出た場合に、これを探索し逮捕することを主とするもので、行政警察とは安寧秩序に對する危害を豫防することを主とし、風俗、宗教、營業、衛生、出版、言論、結社、集會、交通、消防等を初め、屠殺、埋葬、遺失物のことまで取扱ふのである。

かやうに事務は二つに分れるが、普通警察官はこの二つを兼ねてゐる。今警察事務を列記すれば左の通りである。

- 一 社會の風紀を害するやうな行爲を取締ること。
- 二 邪教を流布することを取締ること。
- 三 不正品を販賣したり、計量不足品を販賣することを取締ること。
- 四 廣告物や古物商、質屋、銃砲火藥の販賣、旅人宿、外國人案内等社

社會 篇

會の保安上注意を要する營業を取締ること。

五 傳染病の豫防、撲滅を講じ、食物の良否を検査し、その營業や消毒を取締る外或は未成年者の喫煙飲酒を取締ること。

六 出版物、言論、興行物又は政治上の秘密結社、集合など治安上必要な取締をすること。

七 盜賊や浮浪人を取締ること。

八 道路、鐵道に危険物を遺棄し、貨物を堆積するなど、公衆の交通妨害となることを取締り、道路、橋梁その他一般交通機關の保護や整理をなすこと。

九 行旅病者、畜牛馬の屠殺、遺失物、拾得物などの取扱をなすこと。

一〇 工場の監督をなすこと。

一一 消防組を組織させて、これが指揮監督をなすこと。

一二 刑事上の犯人を搜索逮捕すること。

警察はこれ等の事務を行ふために、時に人民にその自由を制限したり、

又は或る行爲を強制したりすることがあるが、これは社會全般の安寧秩序を維持するためには當然の事であるから、我々は十分にその主旨を理解して、努めて警察事務の行ひやすいやうに心掛くべきである。今日でもまだ警察をは々かる風習が残つてゐるが、悪人ならばこれをは々かる心もあらうが、悪意も過失もない人が、警察をは々かり嫌ふのは心得違ひである。若し一日でも警察が無いと假定したら、我々の生活がどんなに不安になるかを想像し、よろしく警察と親しみ、警察事務を助け、少しでも災害をのぞき、少しでも住みよき土地をほしいものである。

警察の事務を行ふために、警察犯處罰令が設けられてある。この規則は我々の日常行爲に關する事が多いから、よく知つてゐて誤つて違犯しないやうに心掛けねばならない。

警察事務の中の消防には、實際の仕事は消防組が當り、警察官はこれを監督する。消防組は府縣知事の命によつて組織されるもので、市町村には組頭一人、小頭、消防手若干人があつて消防に従事するのである。

かやうに消防の制度はあつても、なほ時々火災があつて、貴重なる人命財産を失ふのは、個人はもとより國家の損害を來たすが、火災は多くの場合過失に原因するものであるから、これが豫防に關して常に理解を有つてゐなければならぬ。

火災以外の不慮の災害、例へば水害、震災などの場合にも、天變地異であるから人力によつて避けることは出來ぬとしても、洪水に對しては豫め水の流るべき川筋をつけ、防ぐべき堤防を築いたり、震災に對しては建築物や避難所に十分の用意をして置けば、よしその全部を防ぎ得ぬまでも、被害を少くすることは出来る筈である。これは青年ばかりといはず、國民のこそつて常に訓練すべき重要な事柄である。

政治篇

天皇

帝國憲法に「大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す」とある。天皇は我が國の唯一絶對の主權者である。しかも我が國の主權者は諸外國のやうに憲法があつてこれが定まつたものではなく、遠く建國の始めにおいてすでに君臣の分は明かにせられてゐたのであるから、たゞ建國以來の大本を憲法によつて宣明せられたのである。

又憲法に「天皇は神聖にして侵すべからず」とある。天皇は國家の至尊で、その行爲に對して責任を負ひ給ふことはない。

皇位といふのは天皇の地位を申上げるので、皇位は代々の天皇がこれを祖宗からお承けになつて、子孫にお傳へになるのである。それ故皇位の繼

承は、祖宗の位を繼續延長する意である。皇位をお承けになるには、祖宗の御血統に屬する男系の男子に限るものとせられてゐる。天皇が崩御せられた時は皇太子は直ぐ御位にお即きになり、祖宗の神器をお承けになる。これを踐祚と申すのである。だから皇位はどんな場合でも決して空虚な時はない。踐祚の後は直ぐに元號をお立てになつて、一世の間再び元號を御改めになることはない。明治、大正、昭和皆さうである。

大權事項
天皇が親裁し給ふ政務を大權事項といひ、その主なるものは、一 法律の御裁可、公布及び執行を命ずること。二 帝國議會の召集、開會、閉會、停會、衆議院に解散を命ずること。三 勅令を發すること。四 行政各部の官制を定め、文武官を任免すること。五 陸海軍を統べ、その編制及び常備兵を定めること。六 宣戰、媾和、條約の締結、戒嚴を宣告すること。七 爵位、勳章其の他の榮典を授與すること。八 大赦、特赦、減刑及び復權を命ずること等である。

皇室は天皇の御一家を申すので、天皇を家長とし皇族を家族とせられる

る我國民各一家族の御宗家にあらせられる。

皇族は太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王などである。皇子から皇玄孫までは男を親王といひ、女を内親王と申す。五世以下は男を王、女を女王と申す。皇族は皇位を繼承し、攝政、貴族院議員となる特權がある。皇族會議を組織される。

臣 民

臣民の權利

國家は他の國とは全く區別された一定の人民を有つてゐなくてはならない。人民は絶対に主權に従はなくてはならない。この人民を國民といひ、君主國の人民を臣民といふ。

臣民は國家統治權の下にあつて、絶対服従の義務を負ふのであるから、統治權の完全な保護も受けることが出来る。一國の臣民たる法律上の地位

は、これを國籍といふ。この國籍を有するものはすべて戶籍法によつて、國家の臺帳に登録せられるのであるが、國籍を取得する原因となるものは、出生、婚姻、養子縁組、歸化などによるものである。

我が國では天皇獨り主權者であつて、其の他はすべて臣民である。皇族は普通の臣民ではないけれども、天皇に對しては臣である。そこで臣民の族稱は皇族を最上とし、華族（公、侯、伯、子、男爵を授けられたもの）、士族、平民等で、朝鮮には王族、公族、朝鮮貴族の三族稱があり、王、公族は皇族の禮遇を、貴族は華族の禮遇を受ける。

我々臣民は憲法の保護によつて、法律に定められた所による以外には侵されないといふ利益を保證されてゐる。憲法が臣民の權利を保障するのは、國家の公力と私人の利益と分界を明かにして、國權の妄動を制限する意が出てゐる。立憲制度の精神は全く茲にあるのである。其の權利として定められた主なるものは左の如くである。

自由權 法律の範圍内では、居住、移轉、言論、著作、印行、集會、結

社等の自由があり、又安寧秩序を妨げず、臣民の義務に背かない範圍ならば信教の自由を有してゐる。又法律による以外に信書の秘密、所有權の侵害、逮捕、監禁、審問、處罰を受けたり、住所の侵入、搜索を受けることのない權利をもつてゐる。

參政權 一定の資格に應じて文武官其の他の公務に就くことの出来る權利、又は議員を選擧し又は議員に選擧されることの出来る權利をもつてゐる。

請求權 法律に定められた裁判官の裁判を受け、且つ請願をすることの出来る權利をもつてゐる。

臣民の義務

我々は憲法によつて權利を與へられてゐると同時に、一方に義務を負はされてゐる。憲法が臣民の義務として定めたものは、兵役と納税との二つである。

兵役は軍隊に入つて國家の戰鬪力を組織するための勞役であつて、これ

に就くのは臣民が義勇奉公の忠誠を盡すのである。

租税は國家の公費を支辨するために必要な資財であつて、臣民たるものの當然の義務である。

この二大義務を命ずるにも、法律の定める所に従ふことになつてゐるのは、國權の妄動を制限する意である。

國家の費用を我々が分擔するといふことは、見方によつては我々自身の費用を辨ずることであり、國家を防衛することは、つまり自分を防衛することにるのである。だから、脱税をしやうとしたり、徴兵を避けやうとしたりすることは、不忠不義の人であつて、國民としての資格はないものと言はねばならぬ。

立憲政治

主權者が國民に對して主權を行ふ所の活動を政治といひ、その政治の方を政體といふのである。政體は左の二つに分ける。一は專制政體、一は

專制政體

立憲政體である。

專制政體は主權の行使に一定の形式などは必要なく、主權者の獨斷によつて隨意に主權を行使する政體である。

立憲政體

立憲政體は主權の行使に一定の形式があつて、即ち憲法を設けてそれに主權の作用を定め、立法、司法、行政の事務が各々別種の議會、裁判所、政府といふ機關によつて行使せられる政體であつて、この政體には必ず公選議員によつて組織せられてゐる議會があつて、國民に參政の權利を與へてゐる。

立憲政治は憲法の定めた所に基いて國家を統治する意味で、日本のやうな立憲君主國では君主が主となつて民意を重んじて主權を行使する。それ故この國の憲法は君主統治の大權を明かにし、臣民の自由と權利とを保障し、又義務を規定し、これに參政權を與へてゐる。かくて立憲政治は民意を重んじ、公論を採り、上下心を一にして國事に當るのである。

立憲政治は主權の行動を公平にするために、立法、行政、司法の三權に

三權の分立

分任して、互ひに對等の地位を持たせ、互ひに侵すことのないやうにしてゐる。この三機關の獨立を三權の分立といつてゐる。

立法機關

立法機關は即ち議會で、國民の參政權は議會を通じて行はれ、法律や豫算は必ず議會の同意を必要とする。若し君主が法律を設けたり、租税を課さうとする時にも、矢張り議會の同意を得なくてはならない。これは主權の濫用を防いだものである。

行政機關

行政機關は政府、即ち國務大臣で、立憲國の行政はその責任はすべて國務大臣の負ふもので、その責を決して君主に及ぼすものではない。故に若し國務大臣の施政が議會多數の賛成を得ない時には、君主に對して責を引いて辭職するのである。政府と議會とは常に互に抑制して、公平な政治を行はうと努めるのである。

司法機關

司法機關は裁判所で、立憲國の司法は獨立してゐる裁判所によつて行使するもので、決して君主の大權や行政權によつて動かされることなく、あくまでも司法權は獨立したものである。これは人民に身體、生命、財産等

に最も關係の深い裁判所を信用させるためである。立憲政治はすべて法の定める所によつて、國民の權利義務を定め、且つこれを保障するものであるから、專制政治のやうに生命や財産に對して不安の念を抱かせることはない。だから國民は常に安心して各自の職分を盡すことが出来るのである。

我が國は建國の昔から專制政體であつたが、明治になつて明治天皇が憲法によつて國家統治の基礎を固める必要を認め給ひ、先づ五ヶ條の御誓文に「廣く會議を起し萬機公論に決すべし」と宣はせられ、時勢と民心を察し給ひ、伊藤博文公等に命じて立案せしめ、明治二十二年に大日本帝國憲法を發布し給ひたるもので、諸外國の君主が人民の主張などに制せられて發布したものと異ひ、天皇が専ら國民の幸福を念とせられた大御心に出たものである。

明治天皇が憲法を發布し給ひたる當時の勅語に、人民に對して我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同じくし、此の負擔を分つに堪ふことを疑はざるなりと仰せられて、人民を

帝國憲法の由
來

して天皇治國の重任を分擔するものとなし、又憲法を以て朕が率由する所を示し、朕が後嗣及び臣民をして永遠に遵行する所を知らしむと仰せられ、天皇も憲法を守らざるべからざるものなるを示し給ひ、又朕は我が臣民の權利及び財産の安全を尊重し、其の享有を安全ならしむることを宣言すこと仰せられ、天皇も亦重んずる所あることを示し給ふた。かくて二千五百年來の政體は此所に一變して、今日の新政體を生んだものである。

帝國憲法は主權の所在を明かにし、その行使の形式を定め、立憲國統治機關の組織權限を規定した法典で、七章七十六條から成り、第一章天皇、第二章臣民の權利義務、第三章帝國議會、第四章國務大臣及び樞密顧問、第五章司法、第六章會計、第七章補則の順序に規定されてゐる。

我が國體

國體といふのはその國が他國と異つてゐる特色をいふのである。國體は歴史上から法制上から、この兩方から考へることが出来るが、一般に

は法制上から考へて、主權の所在によつて次の二つに分けられる。

一、君主國體　これは一人の君主が主權をもつてゐる國體で、我が國などは即ちこれである。

二、民主國體　これは主權が人民全體にある國體をいふのであつて、歐米諸國にはこれが多い。共和國といふのもこれに屬するものである。國家組織の中樞は主權の存在する所にある。主權の地位が動搖することは、國家組織の動搖を意味するものである。主權の地位の強固であることは、國家組織の安定なことを意味するものである。我が國の主權が常に皇位にあることは、實に我が國のさゞれ石の巖となりて苔のむすまで安泰なわけである。

我が國體は皇祖皇宗のおはじめになつたもので、人民があつて君主が起つたやうな國家とは、全くその趣が異つてゐる。つまり皇室は人民にさきだつて存在し、二千數百年の間連綿として人民の中心に立つて統御されたものである。我が國體が尊嚴優美であることは、何千年の歴史がこれを實

寶祚
天壤

證してゐる。そして將來幾萬年を経ても變はるべきでない。「寶祚の隆んなること、まさに天壤と窮りなかるべし」と。天祖の御誓言は、昔も今も微塵も變りはないのである。

大義名分

我が國でも時に亂れたこともあり、時に衰へたこともあるけれども、君臣上下の區別だけは、神代以來少しも亂れない。大義名分は一日でも亂れたことはない。そして國民は常に皇室を中心として、よく統一されたのである。戰國時代にも群雄が各地に割據して雄を争つた間にも、我が國の中心點たる皇室に近づいて、その覇業を成さうとした徳川幕府が、大政を奉還するに至つた一大原因は、國家の組織を強大にし、世界列國と對峙するには國體上かやうにしなければならなかつたからである。「上下心を一にし、盛に經綸を行ふべし」との聖旨を奉體して、明治維新の大政が行はれてから、我が國體の美がますます發揮されることとなり、上御一人の大御心を心として、國民一體となつて努めた結果、遂に我が國今日の盛運を得たのである。

團結は力なり

世界に國は多いけれど、我が國の如く正しく統一され、堅く團結された國體をもつてゐるものは、地球上どんな國にもその比を見ることは出来ない。團結は力である。我が國が偉大なる勢力を發揮して、領土や人口などの幾倍する大國と戰爭をして、いつも勝利を得たのも、全くこの團結力が強大なるに因るのである。我が國發展隆盛の運命が、永久に無限に恵まれてゐるのも、この國體が尊嚴優秀その比類なきに因るのである。

かやうに美しい國體がどうして作り上げられたかといふに、遠く神代の昔、祖宗の創業にもとづき、それから次第に生活體が生長するやうに發展して來たもので、決して一朝一夕に成立つたものではない。外國が我が國に學ぼうとしても學ぶことの出來ない特長は實に此所にあるのである。

明治天皇の勅語の中に、「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と仰せられてゐるのは、即ちこの意味を含んでゐるものと察し奉るのである。

君臣同祖

我が國では君臣同祖、皇統を中心として一大家族の發展したものである

政治篇

から、君には民の父たる天職を盡されやうと、無限の愛を以て國民に臨ませられる。丁度親が子に對するやうに、仁慈の徳を以て臣民に對せられる。君たるものは民の父母であるといふ理想は、我が國に於いて初めて眞正の意義を以て實現されてゐるのである。臣民の方からも恐れ多けれど子が親に對する尊敬と愛慕とを以て君に對し奉るのである。國歌「君が代」の一曲に無限の感激を湧き立たせて、聖壽の萬歳を祝し奉るのは、我々臣子の汲めども盡きぬ至情である。

かやうに我が國の君臣は、外國にあるやうな威武や智謀などによつて保たれる權力關係を基礎としたものではなく、自然關係であり道德關係であつて、國家は有機的に一體になつてゐる。君臣が有機的に一體となつて我が國を成してゐるといふ所から、我が國獨特の忠君と愛國とが全く一致するといふ道德が生れ出るのである。外國の歴史にあるやうな名を愛國にかりて、君に不敬なことをするなといふことは、我が國では斷じてゆるされないのである。我が國家の根本の生命たる皇室を愛護しないで、愛國と

忠君愛國

忠孝一致

いふことの成立し得る道理はないのである。忠と孝とは我が國民道德の精華であつて、この二つの全く一致してゐることは、又我が國民道德の特色である。そしてその由來するところも、また我が國體にあるのである。

我が國に敬神、即ち祖先崇拜の美風の篤いことも、また忠孝一致と同じ意義をもつてゐるのである。この光輝ある國家が二千餘年の昔から、上皇祖皇宗の高徳と、下我々の祖先の忠義とによつて傳へられたことを考へると、我々は切に感恩の情に堪へないで、感謝記念の意を發表するために祭祀を行ひ、それと同時に祖宗の遺業を繼いで、ます／＼これを發展させることが、我々の祖先に對する本務であることを切實に感ぜずにはゐられない。

かやうにして祖先の意思は我々の意思となり、我々の意思は又後世子孫の意思となる。大和民族の心はたゞ一つであつて、それが千古を一貫してつながり、變ることなく絶えないのであるから、我が國運の興隆するのは偶然ではない。かやうな幸福に恵まれた美しい國土に生れたものは、それ

に對して報恩の道を盡すばかりでなく、進んで國運の發展に努力しなければならぬ。我が國體を守護して、これを傷けないことはいふまでもなく、奮つてますゝその美を發揮すべきである。

我が國民が修養に努めるについては、この點にその目標を定めなければならぬ。この一大眼目を我々の心の殿堂の本尊として置かなければ、學業も事業も、我が帝國の國民として何の意義をもなさないことになるのである。

一大眼目

國 法

國法といふのは主權者が國家の共同生活の目的を達するために設けたもので、國民の行爲の規則となるものである。そして同時に權力によつて國民に強要するところのものである。國法のことを單に法といふ場合もある。我々は社會といふ團體を作り、互に助け合つて共同生活を營んで行くが、一方には自分の我慾を勝手にやらうとする性質をもつてゐるから、若し各

行爲を取締ま
る規則

人が思ふ通りに放任して置けば、社會生活は忽ち破壊されてしまふのである。そこでこの弊害を防ぐために、共同生活の安全を期するために、國家は法律を設けてその秩序を保ち、國民の幸福を増し、かうして國民の生活に安定を與へるのである。

國法は憲法の主旨により、議會の協賛を経たものであつて、國民自らが間接に作り上げた法となつてゐるのであるから、現在及び將來の國民は、自分達の協議した國法に對しては、充分に理解をして遵奉しなければならない。

國法は大きくわけると法律と命令との二つになる。この二つは國民の權利義務を規定し、國民日常の行爲を律する上に同等の効力をもつてゐるが、たゞその規定の手續の差異から、一つは法律となり、一つは命令となるのである。

命令 命令は帝國議會の協賛を経ずに、天皇自ら發せられるか、又は行政機關に命じて御發しになるもので、その出る所によつて勅令、閣令、省

法律、命令

制定の手續

議會の協賛

令、北海道廳令、府縣令、市町村條令、朝鮮總督府令、臺灣總督府令、樺大廳令、關東廳令などなるのである。

法律は帝國議會の協賛を経て發布されるもので、その制定の手續は左の如くである。

- 一、政府は貴族院、衆議院のいづれかの一つが法律案を提出すること。
- 二、帝國議會が議決し協賛を與へること。
- 三、天皇が之を裁可し給ふこと。

かやうな手續を経て發せられたものが法律で、法律には天皇の御名を親署し給ひ、内大臣が御璽を押して、國務大臣が副署する。

法律も命令も公布によつて、國民は之を遵守する義務を生ずる。その公布されるには一定の方式がある。

國法は又公法と私法とに分けられる。

公法 公法は憲法、刑法のやうに主に個人が國家に對する關係を規定されたものである。

公布

公法

私法

私法 私法は民法、商法のやうに、個人が各個人に對する關係を規定されたものである。

國法は道德と同じやうに我々の行爲を定める法則であつて、共同生活を保つて行く上に最も大切なものであるから、國民は國家生活を營む以上は國法を尊重し之を遵奉する義務がある。しかるに一たび國民が國法を守らないことになれば、國家の秩序は忽ち亂れ、國民の生命財産は不安なものになつてしまふ。だから國法は實に國家の綱紀であり、社會の安寧秩序を保つものであり、國民の幸福を増進するに缺くことの出来ないものである。

帝國議會

帝國議會は天皇の統治作用に供する立法機關である。立法といふに二様の意味があり、一つは廣く法律及び命令の成立に關していひ、一つは狭く専ら法律の成立のみに關していふ。法律の成立に關する機關、即ち立法機關といふにも、三様の意味がある。一つは統治權の一要素たる立法權を有

立法の意味

立法機關の意味

するもの、即ち立法権の主體を指していひ、二は統治権の委任により立法権限を有する機關を指していひ、三は法律案及び憲法改正案等の審議をなす機關を指していふ。

英國の議會は第一の意味に於ける立法機關にして、佛國の議會は第二の意味に於ける立法機關であり、日本帝國議會は第三の意味に於ける立法機關にして、立法権の主體でもなく、又委任に基き立法権限を有する機關でもなく、たゞ法律案及び憲法改正案等を審議する機關である。

日本帝國議會は貴族院、衆議院の兩院から成立し、兩院の一致した決議でなければ、議會の決議とはならない。

貴族院は貴族院令の定める所によつて、皇族、華族、勅任議員を以て組織してゐる。

- 一 皇族 成年に達したる男子（任期終身）
- 二 華族 公侯爵 滿二十五歳に達したる者（任期終身）
伯子男爵 滿二十五歳に達したる同爵者より選舉せられたる

貴族院

者

- 三 勅任議員 國家に功勞あり又は學識ある滿三十歳以上の男子で勅任せられたる者（任期終身）

多額納税議員 北海道及び府縣に於いて滿三十歳以上の男子で土地又は工業商業につき多額の直接國税を納むる者十五人中から一人を互選し其の選に當つた者（任期七年）

衆議院

衆議院は選舉法に定めてある所によつて、北海道及び各府縣で公選した議員から成立し、その任期は四ケ年で、改正選舉法即ちいはゆる普通選舉による被選舉、選舉権は左の如くである。

選舉権 帝國臣民たる男子にして年齢二十五歳以上は選舉権を有する。
被選舉権 帝國臣民たる男子にして年齢三十年以上の者は被選舉権を有する。

議會は毎年召集され、會期は普通三ヶ月である。開會を以て有効の行動をなし、會議を以てその行動を實行し、議事は過半数を以て決し、議決は

議会の権限

三讀會を経て確定し、停會又は休會を以てその行動を中止し、閉會を以て議事を終了する。これ等の事は貴衆兩院とも同時に行ふものである。衆議院が解散を命ぜられた時は、貴族院は同時に停會せられる。

議會の參與する所の政務は、立法事務に關するものがあり、財政事務に關するものがあり、その他に關するものがある。議會の參與する所の事務を分つて三とする。一は法律案の協賛を與ふること、二は憲法改正案を討議すること、三は既に發したる緊急勅令を將來に繼續すべきや否やを決することである。その參與する所の財政事務は、一は豫算案に協賛を與ふること、二は國債募集の協賛を與ふること、三は豫算超過の支出及び豫算外の支出の諾否を決定する類である。

この外、議會は天皇に上奏し、法律案を提出し、政府に建議し、請願を受理し、院内の秩序、議員の風紀等に必要な規則を設くる等の権限を有つてゐる。

議會を召集し、開會し、閉會し、停會し、及び解散するは、皆天皇の大

權に屬する。而して議會自ら議事を停止するは、これを休會といふのである。

普通選舉

選舉權の擴張

普通選舉法の特徴を大體に分けて一口に言へば、第一に選舉權の擴張、第二に中選舉區制の採用、第三に選舉運動の制限といつてよいであらう。

選舉權の擴張といふことが、新選舉法の最も大きな特色である。新選舉法の第二章選舉權及被選舉權の項の第五條に、帝國臣民たる男子にして年齢二十五年以上の者は選舉權を有す、帝國臣民たる男子にして年齢三十年以上の者は被選舉權を有すとある。

選舉權者の數が明治二十二年の第一回の總選舉の時の四十五萬三千何百人から、三十餘年かゝつて第十五回總選舉の三百二十八萬八千何百人といふ七倍強に漸進的に増加して來たのを、一度で三百餘萬から千三百萬といふ大數に増したことは、實に急激な變化にちがひない。それに今まで納稅

額を定めて選舉權を與へて來たのを、納税制限を撤廢したことは、單なる選舉權の擴張ではなく、選舉權といふものゝ觀念を根本的に革新させたものであるから、新選舉法に缺點はあるとしても、これを普選の名を以て呼び、これを劃時代的大革新と言つてよいわけである。

選舉の實際について見ると、たゞに有権者數が四倍に殖えたといふに止まらず、選舉權の擴張と共に中選舉區制を採用したために、一選舉區の有権者數は平均して八千八百餘人から十一萬人、即ち十二倍以上に殖えてゐる。それ故選舉を争ふものは、今までに比して十二倍以上の有権者に對して運動しなければならぬのである。

これまで尾道市や福山市が千人臺の有権者で、一人の代議士を選出してゐたのに、新選舉法では備後一圓を廣島縣第三區として、十四萬七千人で五人を選出することになり、青森市や弘前市は一千五百人臺の獨立選舉區であつたものが、今度は各々七萬八萬の三人區となつた。かうなつては戸別訪問が禁止されないでも、これまでのやうに出來もせず、選舉郵便が無

中選舉區制

止
戸別訪問の禁

選舉運動

料になつたからといつて、各有権者に立候補の挨拶や依頼狀を手輕に出せるものではない。實に選舉界に革命が來たと言へるであらう。

新選舉法の第十章選舉運動の項には、選舉事務所は議員候補者一人に付七箇所を越ゆることを得ず、選舉事務所は選舉の當日に限り投票所を設けたる場所の入口より三町以内の區域に之を置くことを得ず、休憩所その他之に類似する設備は選舉運動の爲之を設くることを得ず、選舉委員及選舉事務員は議員候補者一人に付通じて五十人を越ゆることを得ず、何人とも投票を得若くは得しめ又は得しめざるの目的を以て戸別訪問を爲すことを得ず、何人とも雖も前項の目的を以て連續して個々の選舉人に對し面接し又は電話に依り選舉運動を爲すことを得ず等の規定が設けられてある。又第十二章罰則の項には、第一百十二條左の各號に掲ぐる行爲をなしたる者は二年以下の懲役若くは禁錮又は千圓以下の罰金に處す。一、當選を得若くは得しめ又は得しめざるの目的を以て選舉人又は選舉運動者に對し金錢、物品其の他の財産上の利益若くは公私の職務の供與、其の供與の申込若くは

罰則

六二

約束を爲し又は響應接待、其の申込若くは約束を爲したる時、二、當選を得若くは得しめ又は得しめざる目的を以て選舉人又は選舉運動者に對し、其の者又は其の者の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附其の他特殊の直接利害關係を利用して誘導を爲したる時、三、投票を爲し若くは爲さざること、選舉運動を爲し若くは止めたること、又は其の周旋勧誘を爲したることの報酬となす目的を以て、選舉人又は選舉運動者に對し、第一號に掲ぐる行爲をなしたる時とあり、第一百十五條、選舉に關し左の各號に掲ぐる行爲をなしたる者は三年以下の懲役若くは禁錮、又は二千圓以下の罰金に處す。一、選舉人、議員候補者、議員候補者たらんとする者、選舉運動者又は當選人に對し暴行若くは威力を加へ又は之を拐引したる時、二、交通若くは集會の便を妨げ又は演説を妨害し、其の他偽計詐術等不正の方法を以て選舉の自由を妨害したる時、三、選舉人、議員候補者、議員候補者たらんとする者、選舉運動者若くは當選人又は其の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、

小作、債權、寄附其の他特殊の利害關係を利用して、選舉人、議員候補者、議員候補者たらんとする者、選舉運動者又は當選人を威逼したる時とあり、其の他多くの罰則が規定されてある。

選舉法により新たに加はる有權者は今までと違つて、國政に口出しをする權利があるのであるから、貴い參政權を得ただけに、大なる責任があるのである。投票權は自分の物と思つてはならぬ。それは國家が善事をなすべく自分に委託した物と思へばよい。自分の物なら勝手に誰にやつてもよいが國家が善事をなすべく委託した物と思へば、權力を恐れたり情實に囚はれたり又は利慾に誘はれたりして、自分の良心に背いた事をしてはならぬ。そんな事をすれば國家に不忠不誠な事をするわけである。普選法では男子二十五歳以上の者には、特別の不合格者を除き皆選舉權が與へられたのであるから、苦勞しないで貰つた投票權だといふので、若し棄權する者が多く出来ること、普選の効果は大いに減ずる。投票權を國家の委託物と思つて大切に扱ひ、これを棄權することは徵兵を忌避するに等しき悪い事と

考へ、選挙の時は必ず自分の信ずる人に投票しなければならぬ。

我國の選挙演説といへば、反對黨とその候補者の非難攻撃演説會であつたが、これはこれまで制限選挙であつて、演説會に来る人の多くは選挙権がなかつたからである。今や普選の世の中になれば、演説會の聴衆は皆有権者であるから、これまでの選挙演説會は第一に改めねばならぬ。新たな有権者はこれまでの選挙演説會を排斥し、空理空論でない眞面目な實數による政治上の意見、即ち各政黨の實際行はんとする政策を、明確に説き示すことを請求せねばならぬ。而して聴衆たる有権者は候補者の演説を聞いた後で、充分質問應答をせねばならぬ。かくしてこそ普選の効果は發生するのである。従つて新たな有権者は、國の政治に對し平素注意し、これを研究することが必要となつて來たのである。我々が我國政治の實際をよく理解し、その缺點と弊害のある所を詳しく知るに至らば、我が政界は容易に革新されるに違ひない。

近來宣傳といふことが流行して、職業政治家は民衆を惑はす唯一の武器

として、巧みにこれを利用するから、國民はこれに迷はされてはならぬ。彼等は新たに加はつた有権者の氣に入りさうなことを宣傳し、いかにも民衆に親切である如く見せかける。政黨が大會を開いて始めから拂はぬ手形のやうな政策を決議したり發表するのも宣傳の一つであるが、有権者は政黨が自分等の都合のよささうな政策を決議し發表した時には、篤く考へて迂濶に感心したり賛成してはならぬ。若し自分で容易に判断がつかぬやうな問題が起つたら、有志を集めて人格の高い専門學者を招いて、その意見をよく聞いてからおもむろに判断するが安全である。

政黨が新聞紙によつて發表する宣傳も用心せねばならぬ。新聞紙の記事は一般に信用されるから、選挙の時は勿論であるが、平時でも新聞紙上には表はれたる政黨の宣傳は警戒する必要がある。東京や大阪などでは主な新聞紙が大概獨立で、政黨の機關紙は少いが、地方には新聞が政黨の機關になつてゐるものが多い。何れにしても政黨の宣傳は、新聞紙から一時間借りをしてゐるやうなものであるから、それを新聞の意見と間違へぬやうに

せねばならぬ。又選挙の時など第三者を使つて反對者を傷けるために、湯屋や理髮店などで虚偽の宣傳をするから、色々の風説が立つても、それが誰かを傷つけるものであつたら、大概は悪宣傳である。聞流がし、それに乗ぜられて人材を見誤まらぬやうに用心せねばならぬ。

政 黨

立憲政治

立憲政治は公論政治である。参政の権利を與へられた國民は、常に國政に對して自己の政見を持つやうになつて来る。しかも其の政見は境遇と地位と知識とにかによつて、色々に異つて来るのは當然のことである。しかし相異なるものゝ中にも、意見の同じものや一致するものも出て来るからこれ等の人達が團結して自分等の政治上の意見を實行しやうとする。そこで自然の勢として政黨が生れて来るのである。

主義政策

政黨は理想としては國政の完備を圖る。いふ目的に立脚して、其の主義政策を實行すべきものである。だから各政黨の主義と政策とがいふもの

國利民福

は國利民福を増進するものでなくてはならない。この意味から政黨を見れば、政黨の發達は國政の進歩發展に大いに利益のあるものである。ところが我國現在の政黨はそこまで發達を遂げてゐない。國利よりも黨利を重んじ、黨派の勢力を張ることにばかり力を入れてゐる。醜惡な政權争奪戦が常に行はれてゐる。既成政黨は腐敗墮落してゐると非難されるのは、否むことの出来ない事實である。國民は既成政黨の弊害になやまされてゐる。

今日我が國の政黨は民政黨と政友會と二大政黨が對立の形勢であるが、その他革新俱樂部、實業同志會、中正俱樂部、無所屬等の小黨が分立の姿で、更に最近に至り無產政黨が現出し、現に労働農民黨、社會民衆黨、日本農民黨、日本勞農黨の四つが生れたのである。

立憲政治を良く運用するには、二大政黨の對立でなければならぬと主張する人もあれば、又一方には我國の如き政黨政治の弊害の甚しき國では、小黨分立が最も安全であると論ずる人もある。世界で最も政黨の發達したのは英國で、其の政黨は世界各國の模範といはれてゐる。これは英國國民の

既成政黨

民政黨

政友會

政治思想がよく發達してゐて、それが政黨の發達を助けたもので、二大政黨の對立は英國のやうな國では良いが、我國では一般國民の政治思想も未だ發達しないし、政黨は互に自派の私利ばかり考へてゐるから、國民は政黨に對する態度を大いに慎重にしなければならぬ。絶對多數黨が内閣を組織すると、思ふさま政策を實行するが、しかも其の政策なるものが自黨の利益になるもので、國民の利益になるものは少い。絶對多數黨が政權を握ると國民はひどい目にあはされる惧がある。この點から考へると、小黨分立にして置く方が安全であるかも知れぬ。我々國民は政界の現状からいふと、政府に成るだけ國民の不利益になることや、不經濟になることを少くして貰つて我慢しなければならぬ。この點から考へれば、總選舉は一層注意して、大政黨小政黨に係らず、其政見政綱を見極めて其投票を有效ならしめなくてはならない。

我が國民は封建時代から永い間の因習によつて、知らず／＼事大思想に囚はれてゐる。立憲政治は國民各自が、國の政治を指揮監督するものであ

ることすれば、事大思想は立憲政治を行ふには大敵である。立憲政治の世の中となつて、普選が實施されるまでに進んで來た今日でも、我が國民の中には大政黨は善いもので、小政黨は悪いものと速斷するものが多い。大政黨といひ小政黨といふも、皆我々國民がどうにでも出來るものである。總選舉の時、我々國民が一たび怒れば、今日の大政黨も忽ち小政黨に蹴落され、今日の小政黨も國民の信用を得れば、忽ち多數黨になる。國民はこれだけの實力を持つてゐる。

封建時代の主君と家來との關係と、今日の政黨と黨員との關係は全く違ふ。昔は家來となれば、主君がどんな無理を言はれても服従する外なかつた。大名と士との關係は絶對服従關係であつた。その因習が今日にも傳はり、立憲政治の世の中となつても、政黨と黨員との關係を、昔の大名と家來と同様に誤解してゐるものが少くない。政黨所屬代議士の中にも、自ら陣笠と稱して満足してゐるものがあるのは、政黨に對する黨員の道德關係を理解しないためである。政黨は或る主義主張の下に集團を造つてゐるも

のであるから、黨員たるものは其の政黨の行動に對して不満を抱くか、又は其の主義主張に反對の意見を有する場合には、其の政黨を去ることは當然であつて、一旦一政黨の黨員となつたからといつて、どんなことがあつてもそれに服従することは、むしろ立憲國の政治道徳に背くものである。立憲政治は國民が或る時は甲の政黨に賛成し、又或る時は乙の政黨に共鳴することが、自由自在なる所に妙味があるのであつて、一つの政黨から一つの政黨へ移ることが、不純の動機からでなく、全く主義政策の上からか又は其の政黨の行動に不満を抱いた場合なら、少しも悪いことはない。のみならずさうすることによつて立憲政治は始めて其の効力を發生するのである。

國民はどんな態度で政黨に對したらいかと言へば、先づ充分に各政黨の主義政策を批判し、且つ其の行動に注意して、既成政黨だからといつて盲目的に信用せず、新しく生れた政黨だからといつて輕蔑せず、國民の政治思想を發達させて、政黨を監督鞭撻するだけの見識を有ち、健全な政黨

の發達を遂げさせ、眞に國家のために貢献させるやうに努めることが大切である。かうすることは目ざめたる立憲國民の光輝ある任務といはねばならぬ。

租 税

國家又は公共團體の公費を支辨するために、一般人民から強制して收めるものが租税で、我々は市町村民として府縣民として、また國家の一員として生活を営む以上は、これ等の經費を負擔することは、當然の義務である。

國民は國家の經費を分擔する義務があり、府縣及び市町村の住民は其の團體の負擔を分け持つ義務がある。これ等の義務を完全に行ふことによつて、共存共榮の實をあげることが出来るのであるから、我々は進んで租税の負擔に應ずる覺悟がなくてはならない。

租税には國税、府縣税、市町村税等がある。

國稅

國稅 國稅は直接國稅と間接國稅との二つに分かれ、直接國稅といふのは地租、所得稅、營業收益稅などである。間接國稅といふのは酒造稅、砂糖稅、織物稅、消費稅などである。その他我が國の國稅には相續稅、鑛業稅、醬油稅、兌換銀行券發行稅、取引所稅、關稅、噸稅、骨牌稅、印紙稅、狩獵免許稅などがある。

府縣稅

府縣稅 府縣稅には附加稅と特別稅とがある。附加稅は地租、營業稅、所得稅などの國稅に附加して課稅するもので、特別稅といふのは其の府縣に限つて特別の稅目を設けて徵收するもので、家屋稅、戸數割、營業稅、雜種稅などである。

市町村稅

市町村稅 市町村稅にも附加稅と特別稅とがある。附加稅は府縣稅及び國稅に附加するもので、地租割、所得稅割、營業稅割又は戸別割、雜種稅割などである。特別稅はその市町村に限つて特別に課するもので、建築稅、貨屋稅、電柱稅、牛馬稅などで、これは内務、大藏兩大臣の許可を受けなくてはならない。

租稅の徵收

租稅の徵收 租稅を賦課し、又は既定の稅率を變更するには、法律を以てすべきことは憲法の定める所で、租稅の賦課といふのは何人が如何なる稅率により、如何なる租稅を納付する義務あるかを定めるもので、其の納稅義務を強制履行せしむる處分を、租稅の徵收といふ。徵收の方法には直接徵收方法と間接徵收方法とある。直接徵收方法は特定の納稅義務者をして現金を以て納付せしむる方法で、稅務署又は市役所、區役所、町村役場がこれを行ふ。若し義務者が納稅期限を過ぎても其の義務を履行しない時は、滯納處分を行ひ其の財産を差押へて公賣に附し、賣得金を稅金に充てる。間接徵收方法は印紙を貼用せしむる方法であつて、即ち特定の行爲をなす者に、印紙の貼用を命ずるによつて、徵收の目的を達するのであるから、この徵收方法は極めて簡單である。

稅務署

兵役

兵役は滿十七歳から滿四十歳までの全臣民の男子がこれに服し、常備

後備、補充及び國民兵役の四種に分けられてゐる。兵役にある男子を壯丁といひ、壯丁の満二十歳を適齡といふ。

常備兵役

一、常備兵役 常備兵役は更にこれを現役及び豫備役に分け、現役は陸軍が三箇年、海軍が四箇年であつて、適齡の壯丁中から所要の人員がこれに服し、豫備役は陸軍が四箇年四箇月、海軍が三箇年で、現役を了つた者がこれに服する。

但し陸軍現役歩兵科兵卒及び電信隊に屬する工兵科兵卒にして、勤務を習得したる者は、當分の内服役二年の終りに於いて歸休せしめらるゝこととなつたが、戰時若くは事變の際、其他軍事上必要ある場合には、これに拘はらず在營の期間を伸縮し、又は所要の人員を限り歸休せしめないことに定められてある。

後備兵役

二、後備兵役 後備兵役は陸軍が十箇年、海軍が五箇年で、常備役を了へた者がこれに服する。

補充兵役

三、補充兵役 補充兵役は陸軍が十二年四箇月、海軍一箇年で、毎年現

役所要の兵員に超過した適齡者中から、所要の人員がこれに服し、常備兵員の補充にあてる。

警備隊

四、警備隊 警備隊所在地なる島嶼に於ける壯丁（近衛師團に編するものを除く）は、すべてこれを警備隊に充て、其の地に於いて服役させ、其の在營期間は一箇年以内である。

國民兵役

五、國民兵役 國民兵役は第一、第二國民兵役に分ち、第一國民兵役は陸軍の後備兵役及び補充兵役、海軍の後備兵役を了へたる者がこれに服し、第二國民兵役は常備、後備、補充及び第一國民兵役にあらざる壯丁が皆これに服する。國民兵役は後備兵員の補充に充てる。

免役

六、免役 廢疾又は不具等で、徴兵検査規則に照し兵役に堪へない者は兵役を免かれる。又検査に合格しても入營前に廢疾又は不具となり、永久に兵役に堪へない者は兵役を免かれる。

徴集と召集

徴集と召集 壯丁を初めて現役又は補充兵員の兵員に充てるを徴集といひ、既に兵役にある壯丁を兵員に充てるを召集といひ、戰時若くは事變に

職隊區

警備隊區

徵集

當りて、兵員を戦時の編制に充てるためにする召集を充員召集といふ。

師管を軍政上、旅管、聯隊區及び警備隊區に分け、聯隊區及び警備隊區に司令官があつて師團長に隸し、區内の徵集、召集其の他の軍政を司る。

徵集は各師管區に於いて、當年適齡に達する壯丁につき徵兵検査を行つて、其の所要の人員を採用する。徵集に當り所定の事故ある者の徵集を延引又は猶豫し、又現役にある者に歸休を命じ、其の他現役志願兵、陸軍現役一年志願兵、陸軍六週間現役を許可する制度がある。

軍人教育の精神 軍人教育の精神は明治十五年一月を以て賜はつた軍人訓戒の勅諭にあつて、一般軍人の教育は各團隊、艦船に於いてこれを行ひ、武官の教育は各學校に於いてこれを行ひ、其の成績は檢閲、觀兵式、觀艦式及び演習によつて知ることが出来る。其の他豫備後備軍人の教育のため、召集及び簡閱點呼を行ふ。

若し正當の理由なしに、徵兵検査を受けず、或は逃亡し、或は假病したりして、國家に對する國民の義務を怠るものは、徵兵忌避者として法によ

軍人教育の精神

徵兵忌避

りて處罰される。社會も亦これに制裁を加ふべきである。

國 運

國家活動の盛衰優劣のある状態を國運といふ。丁度個人活動の強弱消長のある状態を生命といふやうなものである。國家の盛衰といふのは古今に亘つて一國の國運を對照するに用ひ、優劣といふのは現代各國の國運を比較するに用ひる言葉である。

列國の競争は交通の密接と學術の進歩によつてますます激しくなり、各國の政治、經濟の状態は、直接相互に影響すること頗る大であつて、國運の優劣も亦著しく變動を來さんとする事は、平時もなほ戦時と異ひはないのである。それ故この間に國家を成してゐるものは、寸時も油斷は出來ないわけである。

國運の消長を知るには、政治、經濟及び學術の状態を考へるべきであるが、その基礎となるものは實に國民の道德と智能とである。

國家の盛衰

國家の優劣

國運の消長

政治上國運の盛衰は、國家組織の強弱と國家政策の良否によるのである。國家の組織は國體と政體により、主として過去の歴史に由來する所が多く、容易にこれを變更し得べきものではないから、政治上國運の盛衰は、主として政策の良否によつて分かれる。而して政策は内治、外交及び軍事の三つに分けることが出来る。

内治政策

内治政策は民政と財政に分ける。民政の基礎は地方の自治體にあるから、民政の振興するのは地方公民の道德に關係し、財政は豫算及び決算共に帝國議會の議決を経る必要があるから、財政の整理は半ば帝國議會貴衆兩院議員の責任にある。

外交

今日の外交は一方には國富と軍備を基礎とし、他方には國民の思想感情がこれを助けることが頗る多い。而して國富は財政の整理と經濟の進歩により、軍備は軍事政策に關し、又國民の思想感情は主として、國民の知識と道德の程度によるのであるから、外交の政務は、天皇の大權に屬するとはいへ、その裏面には國民の能力に俟つものが極めて多いのである。

軍事

軍事も亦大權に屬すとはいへ、經費を要すべき事項は豫算があつて、帝國議會の權限がこれに關係し、その軍隊の強弱は徵兵令があつて、全く壯丁の體力と大和魂とによるのである。

政策の振興

つまり政治上國運の盛衰は主として政策にあつて、政策の振興は國民の道德、智能によることが最も多いわけである。

經濟上國運の盛衰は、その富源の多少と産業の發達如何にある。富源の豊富は經濟上の國運の基礎となるけれども、富源は領土に制限されて、俄かにこれを擴張することは出来ないから、むしろ産業の發達によらねばならぬ。産業の發達は經濟政策と國民の智能、道德及び體力とに重大なる關係があり、帝國議會は立法權に參與する權限があるから、經濟政策の改善も國運の能力に關係する。かやうに經濟上國運の盛衰は、主として國民の能力によるのである。

學術

學術は政治と經濟とに比べて、遙かに根本的國力を示すものであつて、學術の進歩した國家は、政治上にも經濟上にも強國である。而して學術を

して優越ならしめるものは、學術の施設と國民の智能とにあつて、その施設は國家の政治と經濟との發達に俟たねばならぬし、國民の智能は國民自身に俟たねばならぬのであるから、學術の發達進歩は、國民の能力によるこそが最も大きいのである。

つまり國運の盛衰優劣は、政治、經濟及び學術の三つが、相助けて進歩發達する狀況によつて決定すべきもので、その基礎は主として、國民の能力にあるといはねばならぬ。

國家は統治權、臣民及び領土から成立つてゐるが、臣民と領土とは俄かに消滅したり發生したりするものでないから、國運の消長は統治權の消長にあるといへる。我が國の統治權はいふまでもなく天皇に屬するけれども、我が國は立憲國であるから天皇の統治權をして消長あらしめるものは國民の能力が與つて力があるのであるから、立憲國民たるものは、その智能を啓發し、その體力を練磨し、その徳器を成就して、その義務を盡くし、その私權を保ち、その公權を行ひ、そして我が國運の隆盛を圖らなければ

國運と立憲國民

ならぬ。

我が國は明治維新以來、叡聖文武なる天皇の稜威と、現代國民の忠誠とにより、我が國運は隆々として進み、遂に世界五大強國の一に列するやうになつたのであるから、將來においてますますその實を全うして、國運をいやが上にも上昇せしめるものは、實に我が國民たるものの一大任務であると覺悟しなければならぬ。

國 防

世界の列國は國際關係を圓滿にするために、各國は互に條約を結んで、列國の權力の平均を保つことに努めてゐる。かうした關係の國を締盟國とか、條約國とかいふのである。

條約は國と國との約束で、其の締結は我が國では、天皇の大權に屬するもので、普通全權委員を任命して、外國の全權委員と條項を議定する。而して天皇がこれに批准して、交換せられるのである。かやうに條約や國際

五大強國

條約

批准

有事の時

法によつて、各國互に平和を維持することに努めても、不幸にして利害の衝突を來した時には、武力に訴へて勝敗を決するより他に解決のしやうがない。そこでいづれの國にも國防の必要が生れて來る。陸海兩方面の國防は一方に平和を保證し、一方有事の時に備へるために必要なものである。我が國の國防は陸軍、海軍の二つによつて組織され、陸海軍共に天皇を大元帥として戴いてゐる。我が國の陸海軍は初め歐洲列國の制に倣つて、その長所を採り、これを我が特質に合せて組織されたものであるが、數回の戦争によつて實驗を積み、年を追ふて進歩を圖つた結果、今日の如く完備して強大となつたのである。

陸軍

各兵種の任務

一、陸軍 陸軍にはその取る動作の異なるによつて、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、憲兵の六科と、經理と衛生、獸醫、軍樂の四部とから成つてゐる。歩兵は軍の主力で兵數最も多く、戰場にては常に主要の任務を負ひ、戰鬪に最後の決を與ふるものである。その他の兵種は歩兵をして任務を達せしむるために、協同の動作をするを目的とする。歩兵は銃と劍とを

携へ、徒歩して戦ひ、騎兵は馬上にて斥候、傳令に任じ、銃と劍と刀とを以て戦ふ。又砲兵は大砲を用ひて戦ふが、これには野砲兵、山砲兵、重砲兵などがある。工兵は堡壘、橋梁、道路、鐵道、電信、電話及び飛行機、飛行船による偵察等、すべて戰鬪に必要な作業をなし、輜重兵は車馬を以て彈藥、糧秣等の運搬をなす。又憲兵は軍隊の警察官ともいふべきものである。これ等の兵種はその襟章の色によつて見分けられる。

師團、交通兵

我が國の現在兵力は近衛その他十六師團から成つてゐる。交通兵團として電信隊、鐵道隊、航空隊等があり、又國防上重要な地點には警備隊、守備隊が置かれてゐる。現役兵員は約二十五万あり、戦時には百五十万から二百万位の大兵を動かすことが出来る。

海軍

二、海軍 海軍は陸軍と協力して國防の重任に當り、全國の海岸及び海面を五つの海軍區に分け、それら軍港を設けて艦隊の根據地となし、又鎮守府を置いて守備に任せしめてゐる。海軍は軍艦を骨子とし、將卒の任務は主としてこれが操縦をするのにある。

海軍區

軍艦の種類は戦艦、巡洋戦艦、巡洋艦、海防艦、砲艦、驅逐艦、水雷艇、潜水艇等があり、戦艦は軍艦中最も優勢なものであつて、巨大な大砲を備へて敵と決戦し、巡洋戦艦は速力大に、威力も戦艦と大差なく、戦艦と共に敵の主力に當り、巡洋艦は敵に當るに共に敵の港湾及び敵艦の情勢を探るものである。海防艦は専ら自國の沿岸を護り、砲艦は敵の沿岸に近づき或は河江に溯り、敵の陣地を攻撃するものであつて、驅逐艦、水雷艇、潜水艇は水雷を發射し、敵艦を撃沈するものである。海軍の兵種には水兵と機關兵とがある。各々その取る動作を異にし、別に航空隊がある。

海軍はまた平時にありては、通商、貿易を保護する任務がある。

三、陸海軍人の階級 軍人の階級には將官、佐官、尉官があり、すべてこれを將校といひ、又佐官を上長官、尉官を士官といふ。その下に准士官下士がある。兵卒は陸軍に上等兵、一二等卒があり、海軍には一等卒より五等卒まであり、ト下階級の別は正しく、互に信頼し、各々その本分を守りて、相親しみ相助けて、軍の威力を揚ぐるに努めるのである。

國際關係

一 條 約

國際公法といふのは文明國相互の權利義務關係を規定した法であつて、文明國の認容した國家行爲の準則である。そしてその平時の關係を規定したものを平時國際公法といひ、戦時の關係を規定したものを戦時國際公法といふ。平時國際公法の主要なるものは、國際條約と國際慣例であつて、これに關聯する機關は、在外公使館及び國際平和機關である。

國際條約は國家間の權利義務に關する合意であつて、その締結權は天皇の大權にぞくする。天皇は全權委員をして外國の全權委員と條約の草案を議定せしめ、批准、交換によつて締結國間に効力を生じ、公布によつて臣民拘束の効力を生ずるものである。條約の主要なるものは修交條約、通商條約、同盟條約、媾和條約、赤十字條約、萬國聯合郵便電信條約等である。現今我が條約國は二十數箇國ある。

國際の平和を維持し、通商を進めるために、在外公館即ち大使館、公使館、領事館等の設備があつて、外交官、領事官又は貿易事務官などがこれに駐在する。

外交官

一、外交官は外國に駐在して外交事務を執る。特命全權大使、特命全權公使、大使館參事官、辨理公使、大使館一等書記官、同二等書記官、同三等書記官、公使館一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補等を外交官とする。特命全權大使は元首を代表し、元首と同等の尊敬を受け、公使は國家を代表するに止まる。外交官のなき地には外交事務官を置くのである。

領事官

二、領事官は本國通商貿易の發達を圖り、且つ在外自國民の保護に任じ、總領事、領事、副領事、領事官補等があり、領事官のない地には貿易事務官又は名譽領事を置くのである。

國際平和機關

列國の協約により、臨時又は常時に設定した平和進捗の機關があり、國際審査委員、常設仲裁裁判所及び萬國平和會議などがそれである。

二 戦争

列國の平和を永久に維持する目的を以て、明治三十三年と四十年の二回和蘭國ヘーグに開催した萬國平和會議に於て、國際紛争平和處理に關する條約が成立し、國際紛争解決の手段として、一、周旋、二、居仲調停、三、國際審査委員會、四、國際仲裁裁判等の規定が設けられた。しかしこれ等の手段にして紛争を解決することの出来ない時は、已むなく最後の手段たる兵力に訴へる必要が生ずる。これが即ち戦争である。

周旋 居仲調停

戦争の意義

戦争は交戦國相互の兵力の對抗に始まり、媾和條約の締結又は絶對的の服従によつて終了する。戦闘の方法については、戦時國際公法、萬國平和會議の諸條約等に準據して行動し、敵國の戰鬥力を破壊することを主とし、残酷する殺戮を禁じ、捕虜を虐待しないで、戦争の對手は敵の國家機關陸海軍にして、人民其の者にあらずとし、努めて負傷者を優遇する。また交戦の目的は争ひを決するにあるから、敵の意思を屈して争議が落着いた時は、戦争を終らせなければならぬ。これが現今文明國が戦時道徳の通義と

する所である。

他國と攻守同盟を結んだ國は、戰爭に際し交戦國となつて、互に協同戦闘に當り、講和も亦双方合意の上にてしなければならぬ。また交戦國以外の第三國は、交戦國に對し局外中立をなすを普通とする。局外中立といふのは交戦國のいづれの一方にも加擔することなく、嚴正に不偏不黨の態度を保持することである。これは戰爭の慘禍をなるべく少くする主旨に出たものである。

三 國際生活の中心

今日世界の國際生活の中心が二つある。その一つは太平洋であり、他の一つはジエネバを中心してゐる國際聯盟關係である。

太平洋の中心は日本が主役になつてゐて、實質上重大なる關係をもつてゐることは明かで、變りつゝある支那、巨大な富を有する亞米利加、又新しき意味をもつて東方政策を講じつゝある露西亞などが密接の關係を有するのである。

攻守同盟

局外中立

太平洋
ジエネバ

國際聯盟にお
ける日本の地
位

ジエネバを中心とする國際生活の主勢力は歐羅巴諸國にあるから、日本の關係する所は實質的に薄いが、しかし精神的に國際生活に日本を印象づけるには大なる意味がある。現在の世界は西洋文明が主なる基調をなしてゐる。今日富においては亞米利加が世界において最も優秀な位置を占めてゐるが、精神文化といふ點においては歐羅巴がその背景をたしてゐる。従つて國際生活の輿論も歐羅巴の空氣に支配される傾向があるから、日本を明かに印象させるには、ジエネバに中心を置く所の國際聯盟を重んじて行かねばならぬ。國際聯盟の中に立つては日本が強い存在を主張し得る強みのあるのは、現在國際聯盟を取扱つてゐる重大なる問題、即ち歐羅巴諸國の問題を高所大局から批判し得る立場にある。日本が歐羅巴の中心から離れてゐるために不便があるけれど、一面から言ふと國境が列んで利害の關係が密接である歐洲諸國よりも、超然として正しき論を主張することが出来る。歐羅巴諸國は平原にその國境をかぎり、利害が違ひながら常に顔を合はすといふやうな深刻な國際生活をなしてゐるのに反して、日本は世界

の中心から遠く離れてゐるから、利害得失の關係が薄いので、國際聯盟に立つて公正な態度を取ることが出来るのである。日本はこの公正な精神的態度が國際聯盟を通して、世界の輿論の上に明かに印象されて來るやうになれば、それはやがて日本が實質的に重大な關係をもつてゐる太平洋の問題に對しても、非常に大きな影響を與へるやうになるのである。

かやうな形勢にあるから、日本は歐羅巴の問題が我れに直接利害の關係がないからといって、それを軽く見過すわけには行かない。常に聰明な態度を以て世界平和のために力を盡さなければならぬ。

國際聯盟においては、日本は常任理事國となつてゐるが、理事國の一つとして我が國が反對すれば、その協議は成立たぬのであるから、國際的に日本の地位は非常に重大である。

國際間における日本將來の使命については、これまで日本は世界から學ぶ所が多く、貢獻する所はこれに比べて少かつたのであるから、これからは單に他國から文化を吸収するばかりでなく、吸収した材料を我が國民性

に調和させて、新しい文化を創造して、これを世界に與へるといふ大抱負をもたねばならぬ。

中央官廳

内閣は國務各大臣で組織する合議制の官廳である。主として行政の方針を一定し、行政各部の統一を保つことをその權限とする。しかしまた土地收用の場合における公益の認定等については、獨立の決定權をもつてゐる。

内閣總理大臣は國務大臣として内閣の統一を保つと同時に、また單獨に一つの行政官廳として、各省の主管に屬する行政事務を擔任する。官吏恩給、行政の統計、勳位、鐵道行政等に關する事務などがそれである。書記官長、書記官、秘書官、恩給局長、統計局長、賞勳局總裁等はその補助機關である。内閣總理大臣の發する命令を閣令といふ。

各省大臣も亦國務大臣として内閣の一員たると同時に、一面には單獨制の官廳であつて、各々行政の一部を擔任し、下級行政官廳を指揮監督する

権限をもつてゐて、その發する命令を省令といふ。

官制上行政各部は内閣及び内閣總理大臣の権限に屬するものゝ外、左の十一省に分れ、各々大臣をその長官とし、補助官として、次官、參與官、局長、參事官、秘書官、書記官及び屬各々若干名を置く。

- 一 外務大臣 外務行政を管理し、且つ關東州に關する事項を統理する。
- 二 内務大臣 一般内務行政即ち神社、地方行政、議員選舉、警察、土木衛生、地理、出版、著作權、賑恤救濟及び拓殖に關する事務を管理し、又朝鮮、臺灣及び樺太に關する事項を統理する。警視總監、北海道長官、府縣知事等は、その監督に屬する。
- 三 大藏大臣 財政を管理し、府縣、市町村及び公共組合の財務を監督する。
- 四 陸軍大臣 陸軍々政を管理し、陸軍々人、軍屬を統督する。
- 五 海軍大臣 海軍々政を管理し、海軍々人、軍屬を統督する。
- 六 司法大臣 司法行政を管理し、裁判所及び検事局を監督する。

七、文部大臣 内務行政の中教育、學藝及び宗教に關する事務を管理する。

八、農林大臣 内務行政の中、農、水産、林野、鑛山及び地質等に關する事務を管理する。

九、商工大臣 内務行政の中、商、工に關する事務を管理する。

一〇、逓信大臣 内務行政中の通信及び運輸に關する事務を管理する。

一一、鐵道大臣 國有鐵道、それに附帶する事務を管理し、地方鐵道、軌道を監督し、又南滿洲鐵道株式會社の鐵道、航路に關する事務を監督する。

地方官廳

府縣知事

府縣知事は最上級の地方官であつて、内務大臣の指揮監督の下に法律命令を執行し、府縣内における教育、衛生、警察等一般の行政事務を管理する。但し各省の主管事務については、各省大臣の指揮監督を受く。其の發

府縣令

する命令を府縣令といふ。又非常急變の場合には、師團長に移牒してその出兵を請ふことが出来る。

補助機關

知事の補助機關には、内務部長、警察部長、學務部長、理事官、警視、技師、視學、屬、警部等がある。

島廳令

島司は府縣知事の指揮監督を受けて、一般の行政事務を管理し、その發する命令を島廳令といふ。島司は勅令を以て指定せられた島地に置くものである。

警視廳令

東京府の行政事務は多端であるから、知事と相並びて警視總監といふ特別官を置き、内務大臣の指揮監督の下に、府内の警察、消防及び衛生事務を管理せしめる。その發する命令を警視廳令といふ。

朝鮮總督

北海道には北海道長官及び支廳長を置き、樺太には樺太廳長官及び支廳長を置き、その權限北海道長官及び支廳長に似てゐる。

朝鮮總督は朝鮮にある最高行政官であつて、その地位は他の地方官廳に比べて遙かに重い。即ち天皇に直隸し、委任の範圍内にて陸海軍を統率し、

臺灣總督

朝鮮防備の事を掌るの外、朝鮮における諸般の政務を統轄し、内務大臣により内閣總理大臣を経て、上奏をなし、裁可を受ける權限を有する。その發する命令に、朝鮮總督府令及び制令の二種があり、前者は普通の行政命令であるが、後者は勅裁を経て發するものであつて、法律と同一なる効力を有する。

朝鮮總督府に政務總監、長官、局長以下の補助機關及び中樞院といふ諮詢機關がある。又朝鮮の地方官廳として各道に長官を置く。長官の下に府尹、郡守、島司、面長等がある。面は内地の村に當つてゐる。

臺灣總督は臺灣における最高行政官廳であつて、内務大臣の監督を受けて諸般の内政を管理し、總督府令を發し、且つ勅裁を経て律令といふ法律と同一の効力を有する命令を發する權限を有する。

臺灣總督の下に民政長官、局長、警視總長、蕃務總長以下の補助機關及び廳長といふ地方官がある。

關東州

關東州における行政事務を管掌する特設官は關東都督である。内閣總理

大臣及び外務大臣の監督の下に、諸般の政務を統理し、殊に南滿洲における鐵道線路の保護及びその取締、南滿洲鐵道株式會社の監督及び軍隊の統率は、その權限に屬し、その下に民政長官、外事總長、警視總長等の補助機關がある。

府 縣

地方團體

府縣は市町村と同じく土地、人民及び自治權より成立つ地方團體であつて、同時に國家の行政區劃である。その行政區劃は内務大臣の監督を受けて知事が統轄するものである。府縣はその自治權によつて法令の範圍内にて、公共事務を處理することが出来るが、自治の範圍は市町村より狭い。知事は官制による職務を行ふと同時に、府縣制の定める所に從ひ、自治機關として府縣の一切の事務を執行するのである。

議決機關と執行機關

府縣の機關には議決機關と執行機關がある。

一、議決機關（イ）府縣會 府縣會はその府縣内にある市町村公民中より

選舉されたる議員にて組織し、府縣の財政事項につきて議決をなす權限を有つてゐる。即ち豫算の議定、決算の報告、租税その他公課の賦課徵收、財産及び營造物の管理處分等、悉く財政上の事項に關するものである。（ロ）府縣參事會 府縣參事會は知事、府縣高等官、名譽職參事會員を以てこれを組織する。參事會の權限は府縣會の委任を受けたる事件を議決し、府縣會に代りて臨時急施を要する事件を議決し、府縣會に提出せらるべき議案に就き、その意見を陳述する等、主として府縣會の議決を補充するにある。

二、執行機關 執行機關は府縣知事にして、國家の行政機關たる官吏が、同時に自治團體の執行機關となるもので、市町村長が公選によつて任務に就くのと、著しく異つてゐる點である。

府縣知事は府縣を統轄し、これを代表して一切の行政事務を執行する權限を有つてゐる。府縣會の議案の提出、その議決の執行、財産及び營造物の管理、收入支出の命令、會計の監督、租税、手数料の賦課、徵收等がその主要なものである。その他府縣知事は府縣會に代りて、臨時急施を要す

知事の權限

る事項を専決、處分する権限を有つてゐる。

府縣には府縣税があつてその主要なる収入をなしてゐるが、別に國庫補助金がある。

地方行政廳 地方行政廳といふのは一定の地域内で、一定の國家事務を責任を以て處理する官吏をいふのである。知事、北海道長官、樺太廳長官、臺灣總督府等がそれである。その他勅令によつて指定せられた小笠原島、隱岐、對島等の島地には島廳があり、島司によつて部内の行政事務を處理する。

府縣廳は知事が行政事務を處理する役所で、各府縣に置かれ、知事は府縣内の教育、衛生、警察、勸業などに關する百般の行政を行ひ、その補助官として書記官、地方事務官、地方警視、地方小作官、地方技師、視學、警部、技手、通譯などがある。

府縣行政事務は内務部と警察部の二つに分かれ、何れにも部長、書記官があつて事務を處理し、知事官房があつて知事を助ける。

府縣廳

町 村

我々の社會生活の最も代表的な團體は、町村と市とである。町村は土地を基として國家から自治權を與へられた人民によつて成立つてゐる團體である。だから我々に最も關係の深い町村の現狀を知ることが大切である。

町村の現勢

町村の現勢を知るには

- 一、町村の面積と種別
- 二、町村の人口、戸數、職業等の調査
- 三、町村の主要生産物と産額
- 四、町村の歳出歳入の狀況
- 五、町村の教育狀態
- 六、町村に於ける各種の團體事業の概況
- 七、町村の土木、交通、保健、衛生等の狀況
- 八、自治機關活動の狀態

以上の事項について知ることを努め、將來我々はどんな方面に活動すべきかを考へることが、町村の發展上必要である。

國家行政の單位
共存共榮

町村は國家行政の單位であるから、國運の發展もまた町村の發展にまたなければならぬ。だから町村民はまづ町村の福利を増進し、公共的精神を發揮して共存共榮の理想郷を建てることに努めなければならない。

町村の自治については、自治は地方の自治團體が自ら選出した機關によつて、團體の費用によつて國家から委任を受けた行政事務を自分の事務として處理することであるから、どんな事でも國政にもこるやうなことは許されず、常に國家の監督のもとに活動するものである。

同一の町村に住んでゐるものが、互に福利を増すために、各自の費用で各自の定めた機關によつて活動してゐるので、國家はこれに人格を認めて法人として共同經營を完全に行はせやうとしてゐる。而して自治の効果を擧げるには 一 自立の精神 二 公共の精神 三 協同の精神等が相俟つて、地方自治體の發達を來すのである。

法人

市と町村とは其の法律上の性質には異なる所はないが、繁華に相違があり其の間自ら事務の繁簡があるから、其の機關の組織に多少の差がある。

市と町村は從來の區域があり、濫りにこれを變更しない。其の區域内に住所を有する者は、すべて其の市、町村の住民とし、市、町村の財産及び營造物を共用するの權利を與へ、其の負擔を分任する義務を負はしめる。

官 吏

官吏は直接又は間接に、天皇によりて任命されて、國務を擔任する義務をもつ人である。國家に對して特別の服從關係に立つものであるが、或は官廳を組織し、或は補助機關となつて國務を行ふのであるが、その任命には本人の同意を條件とし、兵役義務のやうに強制されることはない。

官吏は特別の權力服從の關係に立つものであつて、即ち一般臣民と異つた特別の義務と權利をもつてゐる。

官吏の義務に二種ある。

官吏の義務

一は職務上の義務、忠實の義務、秘密を保つ義務、上官に服従する義務、職務執行の義務などである。他の一は身上の義務、品位を保つ義務、擅に他職に就き又は商業を営んではならぬ義務などである。官吏がその義務に違反した時は、懲戒上、刑事上、又は民事上の責任を生ずる。これを官吏の責任といふ。

官吏の権利は 一 俸給を受くる権 二 實費辨償を受くる権が、その主要なものである。

裁 判 所

國家が國家の秩序を保ち、國民の生命や財産や名譽や自由などを保護するには、國法が設けられてあるが、若し國民の一人が國法を犯した場合に、國家は司法權によつてその者を裁判し、處罰したりして、違反者のないやうに努め、一方に良民に保護を加へる。その裁判をする所が裁判所であつて、裁判所は天皇の御名によつて裁判するのである。裁判所には次の

ものがある。

區裁判所

一、區裁判所 區裁判所は軽い民事、刑事の訟訴事件について、一人の判事が裁判するのである。時には非訟事件を取扱ふこともある。非訟事件といふのは私權を明かにし、且つこれに關係のある争ひを豫防する目的に出たものである。

地方裁判所

二、地方裁判所 地方裁判所は數人の判事が合議の上で裁判するもので、區裁判所の權限に屬しないことの第一審、或は區裁判所の第一審判決に對する控訴を裁判するのである。

控訴院

三、控訴院 控訴院は判事數名の合議制であつて、地方裁判所の第一審判決に對する控訴を裁判するのである。

大審院

四、大審院 大審院は最高の裁判所であつて、判事數名の合議制で、地方裁判所又は控訴院の第二審判決に對して上告したもの、或は皇室、國事に關する犯罪に對して裁判する所である。

判事

裁判所には判事、檢事、裁判所書記、執達吏などがある。判事は裁判官

検事

原告

被告

民事訴訟

刑事訴訟

であつて、獨立の司法權を行使して裁判を司るものである。判事は終身官である。検事は司法大臣の指揮を受け、裁判官に對して獨立の地位を保つもので、刑事について公訴を起したり、判決の執行を監視するのである。裁判は訴訟を起すものがあるに始まる。訴へるものは原告といひ、訴へられるものを被告といふ。而してその訴訟當事者をいふ。訴訟はその手續によつて民事訴訟、刑事訴訟の二つとなる。

民事訴訟は金錢の貸借、損害の要償等に關すること、裁判所に訴へて權利の救済を求める手續である。刑事訴訟は國家の安寧秩序を害した犯人を處罰する手續であつて、この場合には検事が常に原告の地位に立つものである。

國家の秩序を保ち、國民の安寧を保つには、國法もあり道徳もあるけれども、若しそれを犯した時には裁判所がそれに最後の判決を與へてくれるしかし國民は輕卒に訴訟を起してはならない。紛議が起るやうなことがあつたら、互ひに譲り合つて和解に努め、万已むを得ない場合にだけ法廷に

争ふべきである。

經濟篇

資本と労働

主従關係

我が國の封建時代には、資本家と労働者との間は、主従の關係があつたが、今日でもその舊慣が遺つてゐる。大工や左官の職人仲間には、親方弟子の關係が結ばれてゐる。土工人夫と請負業者との間には、親方子分の關係が結ばれてゐる。家内工業の中には親方弟子の關係が遺つてゐる。地主と小作人との間には、主従の關係の形だけが遺つてゐる。商店の番頭小僧も舊慣の遺物である。親方は一度は弟子であつたし、弟子はいつか一度親方となり得た。弟子は修業して親方は後見した。その間に主従の關係が結ばれたと同時に、親方のやうな感情も生じたのである。

勞資の關係

しかるに今日では勞資の關係が變つて、工場制度とか企業組織とかいは

資本主義
經濟組織

る、新産業の下に、資本家と労働者、企業者と賃銀労働者といふ關係が生じて來た。私有財産と自由競争の二つの制度の上に立つ資本主義、經濟組織といふのがそれである。資本家や企業者は利慾に驅られ、競争に脅かされ、ひたすら資本の利子、企業の利益を圖り、賃銀労働者は生活に逐はれ、失業に脅かされ、専ら勞賃と求職とに苦勞してゐる。今日の労働者は従僕でもなければ年期の奉公人でもない。自由に雇傭契約を結んで勞働を提供し賃銀を得てゐる。法律上には勞働契約以外に何等の義務を負ふべきものではない。資本家と同じやうに自由契約の下に自由競争をしてゐる。資本家と労働者との間は自由で、平等で、獨立であるかのやうに見える。ところが資本家の數が甚だ少いの、労働者の數が極めて多い。そこで資本家は労働者が去つても少しも困らない。數多の豫備隊が控えてゐる。労働者は資本家を離れては實に困る。明日から生活が出来ない。時としては失業者が群を成してゐるほどである。労働者はどんなに苦んでも労働者となつてゐなければならぬが、勞資の間に取結ばれた關係が、自由で、平等で、

獨立であるとするれば、どんな苦痛にも堪へ得て資本家と對抗しなければならぬ立場に至る事が澤山にある。

資本家
労働者

資本家にとつては労働者は、市場の價格を左右する標準となり、労働者にとつては資本家は是非共無ければならない一の倉庫である。しかもその労働者の標準に付ては、一定の相場があるのではなくして、資本家と労働者との間に於ける相互自由契約である。又労働者から見たる資本家は、労働者に取つては無くてはないものであつて、資本家を離れて労働者が立つて行くわけにはゆかない。そこで大會社や大資本家との間に労働争議が常に起るのである。資本家は労働者に酬ゆるに金錢を以てするに對し、労働者は尊き精神的労働と肉體的労働を捧げてゐるのである。この兩者の間には時に意見の衝突と感情の行違ひを生じ易いのである。

地主と借地人、家主と借家人との間の契約でも、非常に不公平のもので知らず知らず、まして雇主と被傭者との間がどんなものかは察する事が出来る。契約の目的物が土地でも家屋でもない所の人間の労働そのものを、恰

も一の動産の如くに商品の如くに取引しやうとするのが、雇傭契約、労働契約であるとするれば、自然のままの自由契約や自由競争にまかして置いては、その結果は果してどうなるであらうか。

雇主から見れば労働者は、どうしても雇入れねばならぬもので、同じ雇入れるものなら、無数の労働者の中から、最も品の良い廉いものを探し出したいが、雇入れる段になれば、その能力をはつきり知ることが出来ず、その無能力や怠慢から生ずる損害を賠償させることも出来ない。そこで労働者に對して資本家は彼等の人格や個性を認めることにつき、最も慎重に注意を拂ふ様になるのである。

以上の如くであるから、資本者は労働者を廉く雇入れたいと考へるのは人情でもあれば經濟の法則でもある。労働者から見れば、相手の資本者に對して高く其労働を賣りつけんとするのは、これ又自然的人情の然らしむる處である。そこで労働組合の必要が起つてくるのである。其結果として同盟罷業が起り前に云ふ労働争議が起るのである。しかしこれだけでは、

資本者と労働者が對等になつたといふだけで、勞資の間の關係は舊のまゝであつて、今日の資本家は労働者の勞力を搾り取り、人格を無視し生存を支配する様に考へる。つまり金が思ふまゝに人を支配する事になる。勞資の間の禍根は即ちそこにある。世の識者も心ある労働者もそこに氣がついて來た。なぜ資本家は労働者と事業を一緒にしてゐないのだらうか、若し資本家が労働者に仕事を與へ、労働者が資本家に事業を與へてやつたといへないのだらう。若し労働の機會を與へてくれた資本家に、労働者が感謝せねばならぬといふなら、何故企業の機會を與へてやつた労働者に、資本家が感謝しないで済むのだらう。この點に勞資の關係が充分に出發しなければ、労働の間の問題は到底解決されるものではないであらう。

この點に目ざめた資本家は、労働者に對して福利施設をやるやうになつた。教育もする、慰安もする、救済もする、割増や賞與もやれば、利益の一部も分けてやる、株主にもしてやる、共同株もやる、労働株もやる、勤續手当もやれば、失業手当もやる。これだけしてやつたら労働者も満足す

るだらうと、資本家の方では考へて來た所が、労働者はそれに満足しない。むしろその多くを嫌ひ、賃銀の値上、時間の短縮、事業上の發言權、管理上の參加權を要求する。それだけではなく遂には資本家を放逐して、労働者の手に實權を收めやうとする。總罷業を企て革命までこやりかねない。そこで資本家は又考へた。一體労働者がそんな事をしたら、一國の産業はどうなるか、どうして能率があがり經營が出来るか、労働者ばかりの事業では行詰つてしまふであらう。ロシアにその實例があるではないか、そんなに労働者が資本家や企業家を嫌つても、現に労働者ばかりで作つた生産組合でさへ、實際は資本家が労働者を使つてゐるではないか、労働者だけが産業を管理しやうとしても、いつか資本家や企業家が出來てしまつては労働者はやつぱり労働者である。又たごひそれが出来るにしても、勞資の間の問題が、労働者の間の問題となるだけで、爭議は止まないであらう。それよりも労働者は資本家と手を携へ、企業者とも手を握り、資本家とも企業者ともなるやうにする事が、勞資の協調であり、産業の平和である。

とかう資本家はいふ。

今まで資本家はたゞ資本を私有してゐるさういふ資格から、産業を獨占してゐて、それを當然の事だと思ひ、世間でも亦當然の事だと思つてゐた。それがため労働者を平氣で道具のやうに使ひ、職業の保障も生活の保障もしてやらず、勝手に賃銀を値下げしたり、何時でも解雇したり、事業上の利得をどう分配しやうと、それは資本家の勝手で、労働者には一切それは解らなかつた。だから労働者と一緒に資本家が事業を営んで來たのではない。何所に共同の目的、共通の利害があるのか、労働者には少しも解らないやうにしてあつた。労働者は資本家の事業にたゞ寄生してゐただけ、で資本家その人に寄生してゐただけ、その資本に寄生してゐただけであつた。それでは労働者に對して、資本家や企業者を手を握れさいつても、それは出來ない相談である。

昔は何所の國の労働者でも、下級民として多くは生れながらに運命づけられてゐて、どんなにその地位が低くその生活が貧弱でも、そこに格別不

平不満はなかつた。しかるに今日の労働者は地位が高まり、その生活が向上して、そして主義主張が生れて來た。先づ民權運動の勃興が労働者の自覺を促し、物質文明や貧富の懸隔が彼等の覺醒を喚起し、國民教育の普及や選舉權の擴張が彼等の理智を高めて、そこに労働者としての主義主張が生じて來たのである。彼等は法律上には著しき權利が與へられ、政治上にはその資格が認められ、道徳上には労働者としての人格が説かれてゐるのに、經濟上や社會上には、實際的の立場よりみてその地位は極めて低く、社會上の生活はより以上に貧しく單調で、貯蓄の餘裕も固よりなければ安住の希望もなく、無産の結果一種の不安を感じる。そこで解放を求め自活するさういふ氣持が起る。かやうな労働者は一團となつて働き、群をなして住んでゐるから、そこに労働者として又無産者としての階級意識が生じ、自然に階級闘争の念も起つて來るのである。かくて労働者はいつか労働組合を作り、労働運動を起し、同盟罷業を企て、次第に社會思潮に動かされて新運動を起すに至るのである。其の間に於て労働組合は擡頭して發達し、

階級闘争

労働運動は勃興し、労働黨も共產黨も成立し、消費組合も生産組合も生れた。然して労働者の地位を高め、生活を向上されるには、團結の必要なことを彼等は始めて知つたのである。資本家はこれに對抗すべくより強き決心を以て團結し、勞資の間に團體と團體、階級と階級の争となつた。それが即ち階級闘争である。労働者は多數の力をたのみ、資本家は財産の力をたのんで、お互に實力の競争となり、勞資の問題は深刻となつて、勞資の悩みは社會の悩みとなつて來た。労働者は罷業し失業すれば、資本家は休業し、産業は萎靡し、遂には國家は衰へねばならぬ。

そこで資本家も労働者も考へさせられた。よく考へて見れば、資本家ばかりの産業でもなく、労働者ばかりの社會でもない。資本家ばかり産業を獨占するのも間違つてゐた。産業はもつと社會化されねばならず、社會はもつと民衆化されなければならぬ。産業上にも社會上にも責任管理といふことや代議統制といふことが行はれ、階級の利害や精神がよく代表されなければならぬ。勞資の階級の間には、同じ共通の目的を有する産業があり、

勞資協調

同じ共同の目的を有する社會があるのだから、そこに利害を調和し、互に力を協せる事が勞資協調といふものである。

銀行と會社

銀行

我が國の銀行は現在一千五百七十餘行あり、これ等多數の銀行はその營む所の業務の種類によつて、自ら數種に分類される。大藏省では監督の便宜上、これを分類して特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行の三種に區別してゐる。しかし銀行を業務上の特徴から見ると、先づ一般商業上の取引を主とする預金銀行と、發券、不動産、動産金融、爲替等の特殊業務を主とする特殊銀行とに大別することが出来る。預金銀行は更に預金の性質上から普通銀行と貯蓄銀行に、特殊銀行はその主として取扱ふ業務の性質上から、發券銀行、爲替銀行、不動産銀行、動産銀行等に分けることが出来る。

一、普通銀行 銀行に關する一般法規即ち銀行條例に基いて設立せられ、

銀行の分類

普通銀行

預金を主たる營業資金とし、これを商業方面に融通する銀行で、銀行中最も多數を占むるものであるが、これ等の中には商業取引を業務とする普通銀行本來の性質から離れて、不動産銀行、動産銀行の領域に入つて業務をするものも多い。

貯蓄銀行

二、貯蓄銀行 貯蓄銀行法に基いて公衆の貯蓄金を預かり、これを極めて安全確實なる方面に利殖することを目的とする一種の貯蓄機關である。その目的は些細の貯金を集めるにあつて、その相手とする所は主として無産階級であるため、その投資も危険な融通を避け、特に預金の四分の一額は、必ず公債に投資するやうになつてゐる。

發券銀行

三、發券銀行 法律によつて紙幣の發行權を與へられ、その紙幣を主たる資金として種々な業務を営み、全國又は一地方の金融市場を統御する任に當るものである。

日本銀行

(イ) 日本銀行 日本銀行條例によつて明治十五年に創立されたもので、日本銀行の設立によつて當時の國立銀行を整理統轄し、以て帝國の中央銀

行として銀行の銀行といふ位置を與へられたのであるから、自ら他の銀行と異つた特典を持つてゐる。その特典の最も大なるものは紙幣發行權である。今現在行はれてゐる日本銀行の兌換券發行法の要領を述べれば次のやうである。

一、日本銀行は兌換券發行高に對し、同額の金銀貨及び地金銀を置き、其の引換準備に充つるを要す。

但し銀貨及び銀地金は引換準備總額の四分の一を超過することを得ず。

二、日本銀行は前項の外特に一億二千萬圓を限り、政府發行の公債證書、大藏省證券その他確實なる證券又は商業手形を保證とし、兌換券を發行することを得。

但し本項一億二千萬圓の内二千七百萬圓は明治二十二年一月一日以降に係る國立銀行紙幣の鎖却高を限りとし漸次發行するものとす。

三、日本銀行は市場の景況により流通貨幣の増加を必要と認むる時は、大藏大臣の許可を得て前二項發行高の外、更に政府發行公債證書、大藏

省證券其他確實する證券若しくは、商業手形を保證とし兌換券を發行することを得。此の場合に於ては其の發行額に對し、一ケ年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むべし。但し其の割合はその時々大藏大臣之を定む。

右の第一項の準備金を通常正貨準備、第二項の準備金を保證準備、第三項の規定によつて正貨準備及び保證準備による發行額以上に兌換銀行券を發行するのを制限外發行といふ。即ち日本銀行は市場の景況により、流通貨幣の増加を必要とする場合には、大藏大臣の許可を経て正貨準備並に、保證準備の制限額以上に兌換券を發行し得るのである。昭和二年四月銀行に對する全國的取付が行はるゝや、日本銀行は銀行救済の目的を以て盛に貸出をした結果、兌換券の發行高は空前の巨額に達し、其の最頂點たる四月二十五日に於ける兌換券發行高は二十六億五千九百餘萬圓で、制限外發行は十四億七千六百餘萬圓に達したのである。

日本銀行は兌換券の發行以外に普通の銀行業務をも營んでゐる。尤も日

本銀行は我が國の中央銀行として重要な職務を有し、兌換券の發行によつて巨額の債務を負擔し、専らこれを營業資金としてゐるために、其の業務についても法律で嚴重な制限を受けてゐる。即ち其の營業課目及び營業禁止課目は一々日本銀行條例によつて定められ、又貸付並に割引に當つても頗る制限せられ、不動産及び銀行又は諸會社の株券に對して、貸付をなすことは條例の禁ずる所である。故に財界の動亂に當つて廣く銀行を救済しやうとするには、其の貸付の擔保に對して、寛大の處理をさる必要があるので、新たに日本銀行特別融通法案なるものを制定して、從來の規定以上に貸付を行ひ、それから生ずる損失は五億圓を限度として政府において補償することゝなつた。

臺灣銀行

(ロ) 臺灣銀行 臺灣の金融機關として商工業並に公共事業に資金を融通し、臺灣の富源を開發させ、なほ又南支那地方及び南洋諸島の商業貿易機關として、金融を調節せしむる任に當らしめ、しかも一朝事あるに當つても、臺灣をしてよく經濟上の獨立を維持せしめ、臺灣の幣制を整理する目

的のために臺灣銀行法の下に設立されたものである。

臺灣銀行の營業は臺灣銀行法に定められ、特典として臺灣に兌換銀行券の發行を許されてゐる。かく重要な使命と兌換銀行券の發行といふ特權を有する臺灣銀行が、殖民地に於ける中央銀行として地方銀行の模範となるべきものである。

朝鮮銀行

(ハ) 朝鮮銀行 日韓合併後朝鮮銀行法の公布實施と共に、韓國銀行の名稱を改めたもので、資本金四千萬圓、四十萬株の中一萬五千株を政府が引受けてゐる。この點は特に他の特殊銀行と趣を異にしてゐる所である。朝鮮銀行の營業も朝鮮銀行法に規定されてゐて、朝鮮の金融をつかさどり、銀行券發行の特權を持つてゐる。

爲替銀行

四、爲替銀行 爲替銀行は外國爲替の取引を、主なる營業課目の一つとしてゐる銀行であつて、爲替銀行としての專業は、我が國では正金銀行があるだけである。併し最近には臺灣銀行、朝鮮銀行が各其の本店の所在地なる殖民地で取扱ふ外國爲替の領分をひろめて内地に及び、次第に正金銀

横濱正金銀行

行の繩張り内に手を入れて來たと同時に、普通銀行中の一流銀行が盛に外國爲替の取引を始めたけれど、其の本家は正金銀行である。

横濱正金銀行 海外貿易の金融機關として設立されたもので、其の營業は横濱正金銀行條令によつて制限せられ、主なる業務は外國爲替である。其の特典としては日本銀行から、爲替資金として低利の資金を仰いでゐる外、外務大臣、大藏大臣の監督の下に正貨準備を以て、關東州並に諸國において兌換銀行券の發行を許可されてゐる。此の特典に對し正金銀行は大藏大臣の特別の監督を受けてゐる。

かやうに正金銀行は、外國貿易の金融機關としては獨歩の地位にある結果、同行が毎日發表する外國爲替相場は、同行以外の爲替銀行の標準となつてゐる。

不動産銀行

五、不動産銀行 預金銀行が主として商業資金の融通に當つてゐるのと同趣を異にし、不動産銀行は事業資金の供給に重きを置いてゐる。即ち事業資金中特に農業資金の融通に不動産の長期貸付をなし、日本全國の中央機

關として、活動してゐるものに日本勸業銀行があり、又この種の地方機關としては農工銀行、特に北海道の開発に當る北海道拓殖銀行がある。更に事業資金中工業資金の不足を補ふ必要から、不動産貸付以外の融通方法を講ずるものに日本興業銀行が設けられてゐる。これ等の銀行は營業の性質上、資金を長期間固定せしめねばならぬから、預金以外に資金を得る方法としてそれ／＼勸業債券、興業債券、農工債券、北海道拓殖債券の發行を許されてゐる。

日本勸業銀行

(イ) 日本勸業銀行 一般に不動産を低當として若くは地方公共團體、耕地整理組合、同共同施行者、産業組合、漁業組合、森林組合等に對し無低當で長期且つ低利の貸付を行ひ、農工業其他百般の事業の改善發達を圖る目的で、明治三十年に創立され、資金を蒐集するために勸業債券を發行する特典を與へられてゐる。それ故同行は一般事業資金の中央金融機關として活動する以外に、不動産銀行として經濟界に重大な任務を持つてゐるものである。而して同行の營業は主として、低利長期の産業資金を貸付け

勸業債券

るのを以て其の目的とし、保護預り、預金、短期貸付等一般銀行業務は、たゞ附帶的に營むだけである。

其の特典として營業資金を得るために債券の發行を許され、第一は勸業債券であつて貸付金の主なる財源とするもので、其の發行額は拂込資本金の十倍まで許されてゐる。勸業債券は券面を十圓以上とし利札付きの無記名なるを普通とするが、應募者又は所有者の請求によつて記名とする。而して債券の償還は發行後五ヶ年以内の据置きで、其の後は年賦償還貸付金並に引受けた農工債券の償還高に應じて、毎年二回以上抽籤で五十ヶ年以内に償還することになつてゐる。

貯蓄債券

第二は貯蓄債券である。これは無産階級の浪費を防ぎ、勤儉貯蓄の奨励のために許可されてゐるもので、其の券面額も五圓とし、無記名利札附まで多額の割増金を附けることを許されてゐる。而してこの貯蓄債券によつて得た資金は、すべて大藏省の預金部に預け入れるもので、勸業銀行はたゞ發行並に償還の事務を取扱ふだけである。この割増附抽籤の債券發行は

勸業銀行のみの有する特権である。復興貯蓄債券も亦同行より發行されてゐる同種類の債券である。

(ロ) 各府縣農工銀行 勸業銀行は専ら中央にあつて、規模の大なる産業を放資の目的とする結果、其の便益を各地方に普及せしめることは困難である。そこで勸業銀行設立の趣旨を、徹底せしめる方法として、中央機關の外に地方機關として農工銀行を設けて、各地の状況に應じて勸業銀行と同様な仕事をせしむることとなり、農工銀行法といふものを發布して地方産業の開發に當らしめた。つまり農工銀行は地方小規模の農工業者に、資金融通の便宜を與へる目的で設立せられ、北海道又は各府縣を以て一營業區とし、其の區内に一行の設立を許され、日本勸業銀行の代理店として活動してゐる。而して其の營業資金を得るために、農工債券發行の特典を有つてゐる。即ち資本金が四分の一以上の拂込に達した場合には、拂込額の十倍を限度として、券面十圓以上の農工債券を發行することを許されてゐる。

農工銀行

北海道拓殖銀行

最近銀行合同の機運到來と其の實現に刺戟せられて、大正十年に勸業銀行と農工銀行との合併が許されることとなつた結果、農工銀行合併地方に對する勸業銀行の使命を充分に發揮せしめ得るに至つた。

(ハ) 北海道拓殖銀行 北海道の拓殖事業に資金を投ずる目的のために、北海道拓殖銀行法の下に設立され、資本金二千萬圓中一百萬圓を政府が引受け、これに對しては創立初期の末日より、十ヶ年間利益配當をする必要がない特典を受ける外、拂込資本の五倍を限度として北海道拓殖債券の發行を許されてゐる。

動産銀行

日本興業銀行

六、動産銀行 我國では日本興業銀行がたゞ一つあるだけである。日本興業銀行 動産といつても質屋式の業務をなすものではなく、鐵道會社、工業會社、銀行等の新設に株式の募集に應じ、又社債の引受、工業財團への貸付が主要な業務である。而して其の資金の供給は比較的長期に亘るが故に、其の資金を集めるために、興業債券發行の特典を與へられてゐる。而して其の發行額は拂込資本額の十倍まで許され、三十箇年以内に

償還することとなつてゐる。

會 社

商事會社は商法の規定によつて、組織せらるゝものであつて、資本及び才能を結合して營利を目的とする事業をなすがために、現代において大いに發達して來たものである。

合名會社

一、合名會社 無限責任社員のみより成立ち、互に知り合つたものが徳義を重んじて事をなすに適してゐる。しかし確實ではあるが、大資本の團結たることはむづかしい。

合資會社

二、合資會社 無限責任社員との混成であつて、企業の才幹があつても資本に乏しいものが、資本は有つてゐるが、自分だけでは企業をなす能力のなき者と結んで共同の事業をなすに適してゐる。

株式會社

三、株式會社 資本を同金額一定数の株式に分け、これを所有するもの即ち株主の結合によりて成立ち、資本を小金額の株式に分割する結果、廣くこれを天下に募り、又よく零碎の資本を集めることが出來て、大資

本の企業團體を造ることが出來、同時に普くこれ等の小資本主をして、

其の資金を企業に投じて、これを増殖することを得させる便がある。

株式合資會社

四、株式合資會社 無限責任社員と株主とより成立つもので、合資會社と株式會社とを折衷した組織であるから、資本なくして才能あるものが資本を得るには便利であるが、其の組織が複雑であつて、不便な點もないではない。

郵便貯金と銀行預金

貯蓄の必要

貯蓄の必要なことは今日何人も知らぬものはない。國民の貯蓄心の多少は、一國の勢力の盛衰にもかゝる重大な事である。故に我々は貯蓄心を養ふと同時に、貯蓄の方法についても、常によく研究して置くことが肝要である。貯金には郵便貯金と銀行預金とがあるが、何れにしても現金を自分の家にしまつて置くことは、盜難や火災などの心配があるから、最も安全な方法で預けて置くことが必要である。

一、郵便貯金 我が國で郵便貯金の制度がはじめられたのは明治八年で當時は一般に金錢を輕んじ、金をためることを極端に卑んだ封建時代の遺風がまだ可なり濃厚に遺つてゐたために、政府においても苦心して貯金を奨励したが、其の成績は頗る悪かつた。其の初年における總額が僅に四萬一千八百餘圓といふ驚くべき少額であつたことを見ても、いかに貯金思想が幼稚であつたかゝ知れる。其の後社會の發達につれて、國民が餘財貯蓄の必要を感ずると共に、貯金思想も漸く普及して、郵便貯金を利用するものも追々多くなり、殊に明治三十七八年戰役後から急激の増加を見るやうになり、明治四十年には九千一百五十餘萬圓となり、大正十一年には十億圓を突破して十億三千三百萬圓に達し、昭和二年になつて總額實に十五億三百二十餘萬圓といふ巨額になつた。

元來郵便貯金は國家が郵便局をして取扱はしむるものであるから、其の安全にして確實なことは言ふまでもない。郵便貯金は全部大藏省の預金部に送られて、預金部の資金の大部分をなすものである。預金部資金の大部

分を占める郵便貯金が、中流階級以下の苦心貯蓄の結晶であることを思へば、其の運用方法についても慎重な研究が必要と考へられるのである。

郵便貯金は取附にあつた時完全に支拂はるゝから、安全確實な點においてこれに及ぶものはない。しかし其の利率は銀行預金に比べて甚だ低く、現在四分八厘に過ぎない。其の上一名義人についての預金總額は僅に二千圓までに限られてゐる不便がある。それ故郵便貯金は全國到る所に在る郵便局がこれを取扱ひ、僅少な貯金を取扱ふ特長のために、廣く利用されてゐるが、多大の利殖を望むものや、大口の貯金者に對しては極めて不便である。それ故に一般的に見てかやうな欠點のない銀行預金は、貯蓄機關として最も適當なものであるが、銀行には休業や破産の心配があるから、銀行へ金を預けるものは、この銀行破産による預金の不拂に備ふるために、充分に銀行を選択する必要があるのである。

二、銀行預金 銀行へ預金しやうとする人は、先づ充分に銀行の良否を鑑別しなければならぬ。銀行の内容がどんな有様か、またどんな人々によ

つて經營せられてゐるかといふことを考へないで、たゞ世間の評判とか建物の壯大などで、うつかり銀行へ大切な金を預けるのは危険である。大切な金を預けた銀行の頭取や、専務の姓名も知らぬといふのが世間の有様である。銀行と取引するものは、先づ銀行の良否を見分ける智識を養ひ、預金回収不能の不幸を未然に防がねばならぬ。銀行の良否を見分けるのは頗るむづかしいことであるが、大體鑑別の主なる標準は左のやうなものである。

表面上の標準

(一) 表面上の標準 銀行の株式相場が暴落してゐるやうな場合は、其の銀行の内容が非常に悪くなつてゐることを告げてゐる。殊に外見を重んじ信用を第一としなければならぬ業務であるから、多少の故障が内部に起つてゐても、成るべく外面に表はさぬやうに努める。だから今日金を預けに行つた銀行が、明日休業するやうなことも無いとは言へないのである。

經營者の人物

イ 經營者の人物 何の事業でも經營者即ち社長とか専務とか常務とかいふ主腦人物が重大問題であるが、銀行のやうに他人の金を預かり、それ

を運用して利益をさる商賣では、經營者の信用如何は銀行の信用如何を判断する重要な條件である。元來銀行は堅實を第一とし、投機は大禁物とする事業であるから、投機心のある人を重役とする銀行は、財界の動搖に際して失態を暴露することがある。たゞひ投機心はなくとも、銀行家が其の信用を利用して、種々の事業を営む場合が多いのも注意すべきであるが殊に新設會社に多く關係した場合は最も警戒を要する。銀行家と事業家は斷然別でなければならぬ筈である。銀行家が多くの事業に關係し、すでに活動する場合は、預金者は常に其の關係事業の盛衰に注意しなければならぬ。新設會社は概して經營が困難であるから、關係事業が苦境に陥れば、銀行家は自分で引出すことの出来る銀行の資金を流用するやうになるのは、投機の場合と同様である。又それ程著しい特徴はなくとも、預金者は經營者の人物と其の營業振りには、常に細心の注意が必要である。

ロ 手形交換所組合加入の有無 今日全國における銀行の總數は二千數百ある。かく多數の銀行の信用の程度は千差萬別であるが、東京、大阪、

手形交換所組合加入

京都、名古屋、横濱、神戸のやうな大都市では、組合加入の銀行に預けるのが安全である。何となれば組合銀行は預金者側から見て相當の信用を認めない以上は、迷惑を恐れて加入を許さないからである。而して今日においては組合銀行相互の連絡はあまり權威のあるものではなく、組合の援助を受けるが如きことも稀であるが、兎に角加入銀行は、加入しない銀行と比べて確實味のあることは明かである。

ハ 利子の高低 一般に引つかゝり易いのは預金利子の高いことである。預金利子の高いのは、銀行の堅實性を欠くことを意味し、高いより安い方が安全である。基礎の薄弱な銀行と大銀行とを比較して、同じ利子ならば大銀行に預けるのが當然であるから、信用の薄い銀行は勢ひ高い利子を拂つて預金を吸収しやうとする。相當有名な一流銀行でも危険状態となつて金の需要に追はれて来れば、利子を上げて多くの預金を吸収する必要が出來て来る。高い利子を拂へば金の運用にも自然無理が出來て来て、高利を取つて危険物に貸付るやうになり、かくて失態が生じ易くなるのである。

利子の高低

營業所の大小

ニ 營業所の大小 營業能力を考へずに壯大な營業所を持ち、又多數の支店、出張所を有つてゐるものは注意を要する。これはいかにも進取的に見受けられ其の營業振りの盛大を想像させるやうであるが、小資本の銀行としては資本金の大部分は少しも活動してゐないし、經營のために要する費用も少くないから、自然収益勘定が悪くなり無理がされ易い。銀行の建物が壯大だからといつて一も二もなく信用してかゝるのは、預金者にとつて警戒すべきことである。

(二) 考課状面の標準 考課状は一般に株主が配當を受けるための株主總會の結果を知らせるもので、極めて重要なものであるに拘らず、世間一般は營業年度の單純な形式的報告位に考へて、あまり重要と考へてゐない。だから銀行では一般の理解が浅いのを悪用して、種々の危険や事實をごまかす。考課状を完全に調べて其の正體を突きさめることは、困難な仕事で専門の智識を必要とするが、考課状にある貸借對照表の勘定課目を調べて見れば、大體の見當は素人にでも付けることが出来る。

考課状面の標準

イ 拂込資本金と積立金 拂込資本金は資本金から未拂込株金を差引いた額で、現在の財産の重要部分をなしてゐる。積立金は利益金を積んだ資産で、資本金同様に取附られる心配はなし。しかも利子や利益配當支拂の必要のないものである。これを運用して得た利益は全部銀行の利益で、拂込資本金の利益の配當に振り向けられる。故に堅實な銀行は毎決算期の利益から多くの積立をなし、積立金を豊富にして資本金に對する割合を多くする。堅實な銀行は積立金の多いのを以て、一種の誇りとしてゐるが、其の理由は實際拂込資本金には、相當の利益配當をせねばならぬから、この拂込金を運用して利益を得ても、更に營業費を差引けば利益が少くなり、積立金を運用して得た利益は、これを全部資本の配當に充當することが出来るからである。同じ額の資本でも、同じ率の利益でこれを運用することすれば、積立金を多く有する銀行の方が、其の利益金は多くなるから、どの銀行でもかうした積立金を非常に重要とし、資本金幾ら、積立金幾らと大いに廣告してゐるが、實際積立金の多い銀行は、信用と堅實さを有する

ものと認めてよい。積立金が預金に對する保證としては、拂込資本金、未拂込資本金及び積立金の合計が預金の保證となるから、この點から見る時は積立金の少いよりは多い方が、前記の合計を増加せしめるから、其の保證を一層強固にすることになる。

□ 預金 銀行の資源は主として預金である。多くの預金を吸収して、これを適當に運用することが銀行の主要な仕事で、其の運用が適當に行はるゝ時は、預金の多い程利益の多いことを意味し、従つて資本に對する配當が良好である。故に資本に對する預金の多少は、株主としても注意すべき點であるが、同時に預金者にとつても、信用あるが故に預金の多い結果となるから、この點を注意しなければならぬ。即ち多額の預金は低利に運用しても多くの利益を生ずる。そこで資本に對する利率が多くなつて來る。利益が多くなるに従つて、資金の運用に無理をする必要はない。従つて危険を冒して利益を貪る必要もなし、銀行は益々堅實となるわけである。かく考へる時は、積立金や預金に對して資本金を大にすることは、必ずしも

銀行の利益を増加し、堅實を加へるものと断定することは出来ない。普通の事情からいへば、資本金は積立金又は預金に對して少い程有利である。この資本金の大きいふことは、好景氣時代には何の事業によらず、流行した増資によつて現はれた現象で、銀行も其の資本額を大にすれば、自然世間體もよく、預金吸收にも便利な點から、増資を行つた結果資本の大を來たしたのもある。又他の一面には、小銀行の割據で互に營業費の大に苦しみ、薄弱な基礎を一層危くする結果となるため、基礎の強固を計るための合同、又は合併による有意義な資本の大もあつた。最近政府は銀行條令を改正して、銀行の資本金増額を規定し、群小銀行の合同、又は有力銀行への合併を勧めてゐるのは、主としてこの見地から出たものである。何れの場合にせよ、預金の保證として考へる時は、資本の大なることも結構であるが、かうした萬一の場合を考へる時は、預金は全く出來なくなる。要するに預金運用の無理のないやうにせられる點に注意して、預金や積立金は成るべく資本に對して多いのを望まねばならぬ。

前述の如く預金の増大は、其の銀行の信用を高めるわけであるが、預金とは必ず預金者が現金を預けるものと考へるのは早計である。即ち信用膨脹の結果の空預金といふものがある。信用の膨脹した場合には、現金や小切手の預金ならざる預金が増加する。即ち景氣が良くて貸出しの自由な時は、商人が銀行から手形貸付や其の他の形式で資金を借り、而してそれを其のまゝ預金とすることが多い。この場合の預金は眞の預金ではなくて、信用によつて増加したので、それだけ又貸出しも増加することになるのである。

ハ 借入金 借入金のあるのは銀行にとつては實に好ましからぬことである。銀行が常に相當な額に達する現金を有するに拘はらず、何故に借入金があるか。尤も多くの支店を有する銀行では、各支店に少額づつの現金を持つても、それが集まれば多額となることもあり、一概に現金を持つてゐるからといつて、借入金を返すことの出來ぬ事情があることもある。兎に角銀行に借入金のあることは、其の銀行が手一杯に貸出して回收が間に

合はぬ場合に起ることが多いから、警戒を要するわけであつて、借入金の少い程堅實と認むべきである。

貸出

二 貸出 銀行で最も重要なのはこの貸出で、銀行で不正の行はれるのは、吸収した預金をこの方面で濫用することにある。貸出は銀行相互間でも営業上の機密とされ、何の程度まで危険を冒し、又何の程度まで損失を負ふてゐるかは、営業の内幕に入らない限り不明であるから、素人には尙更解らない。先づ貸出の重要項目である證書及び手形貸付、當座貸越、割引手形、荷付爲替手形の割引が、いかなる割合をなしてゐるかを知るのも必要であるが、つまり各貸出の内容を明かに知らぬば、其の真相を得ることは出来ないのである。

證書及び手形
貸付

(1) 證書及び手形貸付 は擔保品を提出させて證書又は約束手形で貸付けるので、期限は大概三ヶ月を最長としてゐる。然し満期日になつて手形の支拂ひが出来ないで、手形を書換へることも少くない。擔保としては土地、家屋、有價證券又は商品がある。銀行が不正を行ひ或は不健全な融通

をするのは、多くはこの項目である。満期日が來ても手形の支拂ひが出来ず、書換し又書換して資金は固定する一方で、擔保品の中には時の経過につれて其の價格の下落するものもある。銀行がこれ等の擔保品を處分しやうとしても、劣等擔保を抱へてゐるといふ事實が、銀行自身の不信用を來たすのを恐れて、處分を斷行し得ぬ場合も起る。無論この手形貸付が全部不健全な貸出であるといふことはないが、兎角危険が含まれ易い。資金を長期間固定させることは、普通の商業銀行にとつて最も打撃である。世間では定期預金は、満期日になつて初めて支拂はれるものだから、長期の貸出しに適するやうに考へるものが多いけれど、これは大なる誤解である。平日は金利の少し高いのに釣られて、二三流銀行に定期預金をするが、財界が少し險惡になると、直ぐにこれを引出して、一流の最も安全と信ずる銀行に預け替へる。故に定期預金が多いからといつて、安心して長期の貸出しをすることは出来ない。預金者は定期預金が多ければとて、證書及び手形貸付の額の多いのに決して安心することは出来ないのである。

當座貸越

(2) 當座貸越 は貸越契約によつて預金以上に契約の限度まで、小切手を振出すもので期限はない。必要に応じて使用し、返済するにも一々利子を支拂ふ手數がないから、客にとつては便利であつても、銀行は月末の資金の需要が増加する時に盛に使用せられ、月半のやうな資金の豊富な際に返済されるのが常で、銀行としては餘り利益でない。故にかゝる契約は得意先が安全でない限り、比較的少額の方が資金運用上から見て好都合である。

一四〇

割引手形

(3) 割引手形 は商業手形の割引である。商業手形は安全のやうに思はれてゐるが、中には融通手形も巧みに商業手形のやうに、形を變へられて銀行の目をくらます。かゝる事がなくとも同一職業の人の手形を主に取扱つてゐる銀行では、其の商業の不況で不時の危険に遭遇することがある。かく考へて見ると、貸出の内容によつて銀行の運命が左右されることもいへる。故に銀行と取引しやうとする時は、單に考課狀の智識だけでは不十分で、少くとも貸出の擔保品別なり、商業手形の職業別なりを知つて、數

有價證券

期間對照して、其の増減狀態を明かにする位の決心が必要であるが、一般に回収不能になつた貸付元利を、ずん／＼損失として消却して行くやうな銀行は堅實である。

ホ 有價證券 有價證券なる公債、社債、株券へ投資をするのであるが、銀行としての原則よりすれば、市中の金利がやすくむしろかゝる有價證券の確實なものに投資するのが得策と見たる場合に行はれるものである。有價證券も其の價格に變動があるから、價格の低落に伴ふてずん／＼其の所有價格を低下せしめて行くやうな銀行は先づ堅實である。有價證券も預金の保證とみなすものであるから、確實なものが多いほど其の銀行は安全である。然るに泡沫企業會社の株式を背負込んで、價值のないものを額面拂込金額通り計上してごまかしてゐる銀行も決して無いとはいへないから危険である。

預け金

へ 預け金 日本銀行への預金で主として、手形交換尻決済に當てるものであつて、餘り多額に上らないのが通例である。これが多額に上る際は

金融閑散で一種の銀行の不得意時代であるが、まさかの時には預金の保証となるものである。而して銀行の資金を、貸出し支拂準備（有價證券、預け金、現金）に、どんな割合に分けるべきかは重大な問題であつて、預金に對して貸出が著しく多い時は概して不安全であり、支拂準備が多ければ多い程安全である。しかし一方銀行資金の運用上から見るとは、前の場合は利益が多く、後の場合は利益が少いから、これは其の場合場合によつて判断すべきである。即ち平時においては、支拂準備を多くする必要はないが、財界の非常時においても、其の支拂準備を豊富にし得ないやうな銀行は、すでに破綻の運命にあるのである。

ト 土地建物什器 營業用の土地、建物、什器は普通に資金運用として重要とされてゐないが、表面上の標準で述べたやうに、或る一面においては決して見のがしてならないものである。資本即ち拂込資金と積立金との總額と比較して、少ければ少い程良好である。さればといつて極端に狭小な營業所に入ることも、世間の信用を得る必要上出来ない。たゞ注意すべ

土地建物什器

きは時價評價増なる不正が行はれることである。これは數期間を對照して或る期間に特に増價するとか、又は支店の増設に比して割合が多く増價された場合とかで直ちに判明する。

一體かゝる建物、什器などは、每期所謂減價銷却を行つて減價されるのが原則であるから、これを適當に勵行しつゝある銀行が、堅實性を有つてゐるのである。

チ 銀行と預金者 金を有つてゐるものは、更に利殖の途を計つて一層金をふやさねばならぬし、一方諸種の産業は常に必要な投資を待つてゐる。銀行はこの間にあつて、一方金のあまつてゐる人から、其の信用を以てこれを吸収し、地方必要な人に供給する重要な役目を演じてゐるのである。銀行は金融市場の中央に立つて、貨幣の貸借關係を一所に集め、資金の需要と供給とを調節してゐる。實際今日の銀行は經濟界の心臓である。世人は銀行の良否を鑑別する頭を養ふと共に、これが經濟界の中心をなしてゐる事實を充分理解せねばならぬ。銀行は預金者から金を預かると共に、一

銀行と預金者

方にこれを有用な事業に投資して、一國産業の開發に努めつゝある。預金者から預かつた金を金庫へ入れて置くやうでは、銀行は預金者に支拂ふ利子だけ常に損することになる。銀行の良否は其の投資する事業が確實か否かによつて決するもので、確實な銀行は預金者において援護して行くことが相互の利益となるわけである。

保 險

保險には生命保險、火災保險、傷害保險、海上運送保險等種々あるが、一般民衆に最も密接な關係のあるものは、生命保險と火災保險とである。

生命保險
終身保險

一、生命保險 生命保險には終身保險と養老保險とがある。

イ 終身保險 は保險に入つた人即ち被保險人が死亡した場合に、保險會社が契約の保險金を一時に支拂ふもので、例へば千圓の保險金を契約した時は、年齢に應じて割當てた保險料を年々會社に拂込んで置くこと、萬一其の人が途中で死亡しても、契約の保險金千圓は會社が支拂ふ責任を有つ

てゐるのである。例へば二十六歳で契約すると、保險料は一ヶ年二十圓となるが、この二十圓を年々拂込んで置けば、不幸にして翌年死亡しても千圓といふ保險金が手に入ることになるのである。

終身保險には尋常終身保險と、有限終身保險と一時拂終身保險との三種があり、尋常終身保險は前に述べたやうな方法で、生存中は保險料を拂込まなければならぬ。有限終身保險は或る年限、例へば五年とか十年とかの年期を限つて、其の間保險料を拂込めば、後はそのまゝになつて、死亡の時保險金が支拂はれるのである。通常五年有限、十年有限、十五年有限、二十年有限、二十五年有限、三十年有限と數種になつてゐる。保險料は尋常終身保險よりは高くなるが、働ける間に掛金を拂込んで置くのであるから、老後は非常に安樂になるわけである。一時拂終身保險は、文字の示す通り保險料を一時に拂込むもので、割合は非常に安くなる。

養老保險

ロ 養老保險 養老保險は被保險人が期間内に死亡した時、又は期間が満了した時、保險金が支拂はれるもので、保險期間には十年満期、十五年

満期、二十年満期、二十五年満期、三十年満期、三十五年満期、四十年満期と數種ある。保険料は其の期間中拂込むものゝ、一時に拂込むものゝある。生命保険の契約は満十五歳以上六十歳以下で、身體検査に合格すれば、何人でも其の好む種類によつて、契約することが出来るのである。保し有限終身、養老の中で、期間の長いものは四十一歳以上には出来ないものもある。

この外に教育資保険、結婚資保険、傷害保険、簡易保険等がある。

二、火災保険 火災保険は動産、不動産に對して火災保険の契約をなすもので、人家の密集した都會地では、最も必要なものである。保険契約の期間は一ケ年で、保険料は危険程度の多少によつて違つてゐる。即ち保険に附すべき物の所在地の情勢によつて、一等から五等に等級を分け、保険金千圓に對して、保険料金は二圓五十錢から二十五圓までの範囲内で決定されるのである。又其の外に建物の構造さか、使用者の職業とか、又は周囲の狀況さかによつて、割増金が附帯するのである。それ等は保險會社で

火災保險

實地調査をした上で、其の割合を定めるのである。

火災保險の目的となるものは、一切の建物を始め諸工場、機械器具、製品、原料、衣服、家具、什器、商品其の他一切の貨物、建築中の建物及び材料等で、其の一部又は全部を契約することが出来るのである。そして満期後は再び繼續することも出来る。

衣服、家具等の動産に對する火災保險の中には、満期の際保険料の半額を會社が拂ひ戻す規定になつてゐるものもある。又被保險者は火災の際における損害の程度によつて、會社が保險金を支拂ふについて差等のあることも知つて置かなければならぬ。

生 産

生産とは自然界にあるものに、人間の生活に役に立たせるために、種々の人工を加へることで、例へば樹木に加工して建築材を造つたり、麥粉からパンを造つたりするなどは、いづれも生産である。

生産

土地

生産には自然と資本と勞力との三つの要素がある。自然とは自然物と自然力との總稱で、太陽や空氣や水なども含まれてゐるが、これ等は限りなく惠まれてゐるもので、之を別として最も重要なものとしては土地である。土地は第一に生産の働をなすための場所であり、第二動物、植物、礦物等の生産の原料や、水力、電力などを供給する。土地なくしては、何物をも生産することは出来ないであらう。土地は都會ほど高價であつて、文化が進むほど高價になり、次第に一寸の土地もむだにして置けなくなるであらう。

資本

資本とは普通には金錢の意味であるが、廣い意味でいへばすべて生産の手段となるものは皆資本である。そして資本は流動資本と固定資本に分けられる。

流動資本
固定資本

流動資本は食物とか薪炭とか貨幣とかのやうに、一度使用すればもはや資本の性質を失ふものである。固定資本とは機械、建物、牛馬などのやうに、幾回も生産に使用し得るものをいふので、この二種の資本は密接な關

勞力
勞働

係を以て、互に生産の目的を達するのである。資本の運用の巧拙は、生産の上に大なる關係を及ぼすものである。

勞力とは生産のために、費される精神的及び肉體的の人力をいふのである。勞力が生産のために活動するのを勞働といふ。勞働にも耕作とか工場勞働とかのやうに直接生産に關係するものと、教育者、醫師などのやうに間接に生産に關係するものがある。

人間の勞力には限があるから、出来るだけ勞力をむだに費さないで、しかも出来るだけ多くの生産を得るやうにしなければならぬ。能率増進といふのは仕事について費した勞力に比べて、割合に多くの生産を得ることである。

能率増進
科勞の力

熟練

能率増進には、先づ科勞の力を應用することが必要である。科勞の力は人間の智慧で生み出したものであるが、人間の力よりも幾十倍の力があることは、我々は毎日のやうに見聞するところである。次には熟練が必要である。熟練は幾百回幾千回の反覆練習によつて得らるゝものであるから、

多くの仕事や廣い仕事に、これを望むことは出来ないから、そこで分業が盛になるのである。

適材適所

次に適材を適所に置くことが大切である。仕事によつて甲の人は練習させても熟練しないのに、乙の人は早く熟練することもあるし、青年に適するもの、老人に適するもの、男子に適するもの、女子に適するものなどがある。これ等を十分考へることは、自分がその仕事をするにしても、人を使つてさせるにしても、その成績に大なる効果のあるものである。その他細かい點では、身體の強弱、氣候、服装なども、その仕事に對して影響するものである。

かやうに土地と資本とがあつても、これに人間の勞力が加はらなければ生産は成立たないのであるから、何の仕事をするにも、しほうだい出來ほうだいにしたのは、能率増進は到底望めないのである。

財政と統計

一 財政

國の財政

我々の家の經濟は、我々が働いた収入で支へてゐる。國の財政は我々が出す税金や、煙草專賣益金や、製鐵、鐵道などの政府事業から生ずる益金や、それでも足らぬ時は借金即ち公債などによつて支へてゐる。だから國民の生活と國や地方の財政とは、密接な離れない關係をもつてゐる。我々は國や市町村の財政を立て、行くために税金を納める。家屋には家屋税とが戸數割とかがかり、その土地には宅地租とかがかり、田畑を耕す地面には地租とかがかり、商賣をすれば營業收益税とかがかり、所得税とかがかり、銀行預金の利息には資本利子税とかがかり、かういふ租税は國税として八億圓以上、地方税として六億圓以上もあるが、これは國や市町村の財政を支へるために必要なものである。

國や市町村の
財源

税金

國や市町村の財政をやつて行くものは、税金が主であつて官業収入を加

へ、それでも不足の場合は公債を募集するのであるが、大正十五年の調べで内債が三十六億七千六百數十萬圓、外債が十四億七千八百數十萬圓、地方債（府、縣、市債）が九億五千五百數十萬圓ある。

我々個人の經濟は入るを計つて出づるを制するといふが、國の財政は反對に出づるを計つて入るを制するといはれる。即ちなすべき仕事を考へてその財源を工夫するのである。しかし立憲國の財政は、國民の生活に基礎を置いたものでなければならぬ。

國の財政には、その歳入と歳出とが按配適合の宜しきを得るやうにする歳計といふものがあつて、豫算の調製と提出、豫算の議定、豫算の施行、監督並に決算等の諸政務がある。

豫算の調製は財政部においてする。それは行政部が實際事に當つてこれに精通し、且つその責任を負ふのであるから、自然に注意することが深いからである。行政各部の主務省が、銘々自分の所管事務を擴張するに熱心なのは、あたりまへであるから、中央においてこれを統一取捨するものが

なければならぬ。そこで各省の概算書を大藏省において調査し、閣議に提出して大體の方針を豫定する必要があるのである。而してこの閣議に基いて各省は改めて豫定經費の要求書を調製し、再びこれを大藏省にて調査し、更に閣議を経、議會開會の初め即ち十二月頃、衆議院に提出するのであるが、その提出に際しては、財政の情勢や計畫を説明するのが常例になつてゐる。

豫算議定の順序は必ずしも法律案のやうに、三讀會の順序によらないで豫算委員に附し、俸給の如き憲法上の大權に基く既定の歳出や、恩給の如き法律の結果によるもの、又は補助費の如き法律上政府の義務に屬するもの、廢除削減は、政府の同意を得てから、その他新事業費の如き自由討議に屬するものは、適宜に修正を加へてから、議決の上でこれを貴族院に送付する。國によつては貴族院は衆議院の送付案全部に向つて可否を決する外、更に修正權をもたないけれど、我が國の制は豫算先議權を除く外は、貴衆兩院は全く同權である。しかし年度に切迫して送付さるゝ時は、勢ひ

衆議院の意見通りに通過することとなるのである。

會計年度は毎年四月一日から、翌年三月三十一日までであるから、遅くも四月一日前には、必ず豫算を議了することが必要である。さうでないといふ豫算は遂に不成立となるが、その否決さるゝ時も亦同じである。若し成立しなければ、前年度の豫算を施行する法ではあるが、かういふことは年々發達する國家の進運に不利益であるから、非常の場合は格別として、豫算の不成立は極力避けなければならぬ。

議定の目的は經費の得失、必要の有無、前後緩急の度、効果の多少、弊害浪費の有無、並に國民の負擔に堪ふる所であるかどうかを考査し、財政計畫が果して當を得てゐるかどうかを審査するにある。

豫算の施行は立法部の議定額を、各部に分賦するに始まるが、この分賦を一一に財政豫算といふ。歳出は仕拂命令官から命令を發し、而して金庫は債主の請求によつて拂渡の手續をする。歳入は當該官から納付の告知を發し、義務者をして金庫に拂込ましめる。而して出納官吏及び金庫は報告を

上官に提出し、會計検査院の判決を受け、責任を解かれて茲に結了を告ぐるのである。

監督はその行ふことの實行前後の、何れにあるかによつて、左の如くに分けることが出来る。

- 大藏省
 - 事前—豫算査定
 - 事後—豫算調査
- 各省
 - 事前—仕拂豫算の確守
 - 事後—所屬出納官吏の監督
- 帝國議會
 - 事前—豫算議定
 - 事後—決算審査
- 會計検査院—事後
 - 命令官に對する検査報告
 - 出納官吏に對する検査判決

決算は豫算と同一の様式により、大藏大臣がこれを調製して會計検査院

會計検査院

に送るのである。

會計検査院 は天皇に直隸し、國務大臣に對して特別の地位に立つものである。而してすでに決算を受取つた後は、公平精密に審査し、豫算及び法令に對し、且つ各證券に對照して、收支計算の正確であるかどうか、財務の施行が適法で正當であるかどうかを判定し、その意見を付して報告する。又他の一方には出納に關係した官吏の委任をも裁定する。かくして決算は會計検査報告と共に議會に提出せられ、議會において決算委員の調査に付し、貴衆兩院を通過して後に、上奏御裁可を経て公布せらるゝのである。

二 統計

統計

統計が國家に必要なといふのは、政治をするにはその國家の形勢を常に明かにし、事實の上に立つて政治をして行かなければならぬ。政治は空論では出來ない。さて國家の形勢を明かにして行くに、統計が非常に役に立つのである。統計は國家の形勢を見る上において最も正確なものである。

従つて統計の發達すると否とは、政治の善惡に大關係のあるものである。

さて統計は數字の集合體であつて、その數字の性質は、例へば二に二を掛けて四となるといふやうな、論理的に出來た數ではない。それは數學の數である。統計の數は理論から起つて來て、推論した所の數でなくて、實際其所にあるものを一つ／＼數へてこれだけあるといふのが統計の數である。即ち一つ／＼の事實について見て、それが多數集まつた所で全體がどういふ形勢であるかを知ることである。例へば日本の人口が六千何百萬人あるといふことは、何かの方法で一人／＼數へられて始めて統計の數になるのである。所が或る一地方の人口を數へて、その割合から數へて中國はこの位あるだらうとか、九州の人口はこの位あるだらうといふ數は、統計の數にはならない。日本の人口六千何百萬人といふのが、統計の數であるのには、その六千何百萬人が一人／＼數へられたのでなくてはならぬ。一つ／＼に就いて見るといふことが統計の第一の仕事である。これを統計の言葉では單位の觀察といふ。この單位觀察が統計の根本の觀察である。例

數字の集合體

單位の觀察

へば出生、死亡、婚姻、離婚などの一人づゝ又は一組づゝについて見ねばならぬ簡條があるのを観るのが、即ち單位の觀察であつて、それを全國とか一地方とかに集めて見ると、始めて國とか一地方との形勢を觀察するこゝとが出来るとかやうに多數のものを集めて、それによつて全體のものゝ趨勢状態を見やうとするのが統計の目的である。統計を多數觀察といふのもそれがためである。

統計を作るには、先づ第一に單位を見て、これを集めてその種類を區分して見て、始めて社會國家の形勢を知ることが出来る。その單位の種類の區分し方は、人口でいへば總數六千何百萬人を男女に分け、更にこれを老少に分けるといふ工合に段々に分けて行つて、總人口の内譯男若干、女若干、何歳のもの若干となし、又更に内譯をして、職業に就くもの何人、無職業のもの何人、又その内譯をして、夫婦もの何人、獨身もの何人といふ工合に分けて見て、始めて國勢が判つて来る。これが統計である。かやうに單位の觀察を集めて一つのものに纏めて、その内譯を細かくして行くと、

内譯の内譯又その内譯といふやうになつて、一見して何が何やら判らぬやうになるから、それを一目見て判るやうにするために統計表を作る。即ち縦横に線を引いて、その線の間を數字を細密にしたものであるが、多數のものを細密に内譯して、それを一目に見るには表に作るのが最も便利である。そこで統計表と統計とは離れないものになるのである。

さて統計表が調製されて、その全體の増減とか、その内譯の相互の關係權衡などを比較して、これによつて論斷を下すことが、統計の一つの仕事となつてゐる。これは政治家、學者その他統計を用ひる人の仕事である。統計を用ひる範圍は國家が作る統計は、政治の目的から出て来るのであるから、これを用ひるものは主として政治家や政治學者であるが、國家の行政統計は種々の人に利用される。例へば生命保險會社は國家の死亡統計、年齢統計等が基礎となり、それ等の關係が明かになつて生命保險事業が出来るのである。又資本家などが職業の統計を見て、發達してゐる業に資本を下し、衰退の勢の見える業に資本を下さないやうにすることもあらう。

しかしこれは行政統計の副産物で、その主なる目的は國家の用に供するにある。

統計は一口に言へば、或る一定の方法により社會的現象の状態及び變遷を觀察することである。統計の觀察なるものは社會的現象の中の多數的現象である。例へば茲に一人の子が生れたとする。これは單獨現象であつて、一人の子の出産を觀察するのは統計の目的ではない。しかし東京府といふ一府について見れば子供の出生は頗る多い。即ち東京府の出生全體は一多數的現象である。死亡でも一人の死亡は單獨現象で、一地方一國の死亡全體は多數現象である。統計はかやうな多數の物の現在の状態はどうか、どういふ變化があるか、その變化の方向及び速力はどうかを觀察するのである。例へば人が汽車に乗つて往來する。この總體は人の移動の多數現象であり、貨物が絶えず運搬される。これを總括すれば、貨物運輸の多數現象である。人が物品を商店で賣買する。これを一地方又は一國の上から見れば賣買の多數現象である。かやうな現象の現在の状態とその變遷

の方向速力が觀察されて明確となれば、國全體の形勢も明確となるわけである。而してこれは一地方又は一國に非常な効果をもたらすのである。實際の状態や變化が明かになれば、社會上、經濟上、自然上種々の原因の結果であるから、これによつて過去の施設の良否當不當を判斷することが出来る。而して更に進んで將來の施設について、その方針、標準が判つて來る。かやうな視察的効用、批評的効用、標準的効用などが、統計の國家に對する効用である。

國民の生活状態が單純な時代には、統計は必要とされなかつたかも知れぬが、今日の如く社會生活の状态が非常に複雑になつて來ては、そこに發現する多數現象を、感情に動搖されやすい人の肉眼で觀察することは出来やう筈はない。若し漠然とした觀察に基いてすべての施設をするならば、そこに非常な弊害と損失が生ずるに違ひない。

近年社會各方面に亘つて、年鑑が發行されるやうになつたが、この年鑑といふものは、統計を基礎として作られるものであるから、一般の民衆に

統計上の智識を興へるに頗る便利なるものである。年鑑を通覧すれば数字によつて國家の現勢が一目瞭然に知ることが出来るのである。

一六二

金 融

金融機關には銀行、信用取引、信用組合などがあつて、資金の融通を計るのである。

銀行

一、銀行 銀行は餘裕のある人から金を預つて、これを不足してゐる人に貸し、その貸借の間の利子の差額を利益とするものである。若し銀行が無いと假定すれば、貸方と借方は互に相手方を求めるに苦心する。又互にそれを求めたとしても、相手方の信用程度がよく判つてゐないから、融通することが困難になる。この場合最も便利なるものが銀行である。銀行にはその他次のやうな便利な點がある。

- 一 自分の信用を利用して、他人の信用を助けることが出来る。
- 二 金融を調和して生産を助けることが出来る。

三 安全有力な貯蓄機關となる。

四 送金に便利を興へる。

銀行にはその取扱ふ事務によつて、普通銀行と特別銀行との二種がある。普通銀行は短期の信用を受授して、預金、貸附、爲替、手形割引などをし、商業の機關となるものである。特別銀行は上述の目的以外に特別の目的をもつてゐて、それを達するために設けられたもので、日本銀行、日本勸業銀行、農工銀行、横濱正金銀行、貯蓄銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行などである。

二、信用 信用といふのは、他人が將來その約束を守るだらうと認めることで、今日信用によつて取引せられてゐる事が頗る多い。これを信用取引といつて、金錢の貸付掛賣、手形の取引などもこれである。

信用は資本の融通を助けて、手形などによつて取引をするから、一々現金を受渡するやうな面倒がなく、取引を敏活にする利益がある。信用には擔保を入れて借り受ける對物信用と、債務者の人格を信認する對人信用

普通銀行 特別銀行

信用取引

對物信用 對人信用

手形

この二種がある。

手形は金銭を支拂ふ代りに發行するところの信用證券で、法律の定められた形式を備へてゐるものである。手形は貨幣の代用をして取引の敏捷を助け、經濟社會を益することが非常に大きいものである。手形には次の數種がある。

爲替手形

一 爲替手形 手形の振出人が支拂人に向けて、受取人はその指定人に対して、所定の地で所定の満期日に、一定の金額の支拂を要求する證券である。若し支拂人が支拂を拒んだ場合には、振出人は自分で辨濟しなくてはならない。この證券は裏書によつて轉々して行つて、現金を動かすことなしに取引關係を完了することが出来るものである。

約束手形

二 約束手形 振出人が受取人又はその指定人に対して、一定の場所での一定の金額を、自分が支拂ふことを約束する證券である。この手形の實際的の効用は、爲替手形の場合と同一である。

小切手

三 小切手 小切手は爲替手形に似たもので、普通無記名式の一覽拂である。

信用組合

ある。その支拂期限は十日以内とせられてゐる。小切手は普通銀行に預金のあるものが、現金支拂に代へてこれを受取人に渡す場合に用ふるものである。

三 信用組合 信用組合は組合員に対して、産業に必要な資金を貸付け、或は貯金の便宜を與へる設備である。だから組合員の出金は貸金となり、不用の者から必要のものへ融通されて、組合員相互の利益を増すのである。この金融機關は人物を信用して貸付けるのであるから、擔保物がなくても資金が手に入る便利がある。

無盡講
頼母子講

又古くから我が國に行はれた無盡講、又は頼母子講といふ金融機關は、相互扶助の人情に基いて、資金を融通するを目的としてゐるのである。この仕組は多人數が共同して同時に一定の金額を出して、その金を抽籤や入札によつて順次に講員に融通するものである。この仕組は貯金又は預金の機關ともするものであつて、人情の純な町村などに於ては非常に便利なものである。

郵便年金

経済生活

社会生活が複雑により、種々の困難や不安が加はつて来た現代に於ては将来の経済生活をしつかり保証する何物か、無ければ、何人も安心してその日／＼を過ごすことが出来ぬ。この経済生活の脅威に對し、豫め備へしめるといふ目的で、政府の考案に成つた郵便年金の制度が、大正十五年十月一日から實施されることとなつたのである。

この制度は保險の一種であつて、加入者は一定の期間掛金を掛けつけるか、又は一時に掛金を拂込むかして置けば、政府はこれを利殖して、定まつた年齢から死亡に至るまで、一生の間官吏や軍人の恩給のやうに、毎元元利金から或る金額の支拂ひをするもので、財産の管理に頭を悩まされる場合には、先づこの年金を利用すると、財界の變動による損失も、天災地變に伴ふ危険も、又煩はしい手数もなく、安心して年々の生活費が得られるわけである。

掛金

即時終身年金
据置終身年金

郵便年金制度の要領を説明すると、年金には即時終身年金と、据置終身年金との二種があつて、即時終身年金は加入された時から、年金受取人の死亡に至るまで終身間年金を支拂ふもので、年金受取人として加入出来る年齢は、四十歳以上八十歳以下となつてゐる。

据置年金は加入後年金受取人が、一定の年齢に達した時から、終身間年金を支拂ふもので、その支拂の開始される年齢は五十歳、五十五歳、六十歳、六十五歳の四通りである。

掛金は郵便局へ持つて行けばよいが、これには加入の際全部拂込む一時拂と、少しづつ年々拂込んで行く分割拂の二つがあり、年金の最高額は年額二千四百圓、最低額は掛金分割拂では年額百廿圓、掛金一時拂では年額十二圓となつてゐる。

さて郵便年金に加入したはいゝが、年金受取人がまだ年金を受取る年齢にならぬうち死んだり、或は契約を解除したりした場合にはどうなるかといふと、以上の場合に拂込掛金を返却する元金留保と、返却しない元金

最高額
最低額

元金留保

元金拋棄

拋棄と二通りの制度があつて、申込者の選擇の自由に任かせてあるが、元金拋棄は元金留保より掛金は少いのである。

元金拋棄の場合掛拂ひ中に死亡などしても、拂込掛金を返却しないのは老後に年金を受取る必然性が消滅してしまつたといふことになるからであるが、一方元金留保ではたとひ支拂ひ開始後に死亡した場合も、拂込掛からその時まで支拂つた年金額を差引いて、その残額を返却することになつてゐる。又元金留保の契約を解約する場合にも、拂込んだ掛金の百分の九十以上を返すことになつてゐる。なほ年金額二百五十圓までは差押へることが出来ることになつてゐる。

今一つの例を擧げてみると、据置年金一時拂掛金で十二歳の男兒が、五十歳から死ぬまでの間百圓の年金を受取らうとするには、元金拋棄だと九十六圓十錢を郵便局へ持つて預けて置けばよい。また婦人だと百五圓七十四錢である。男子と婦人との間には、種々の關係から掛金に差があるのである。

据置年金
年拂掛金

これが若し元金留保だと、男子百五圓四十六錢を拂込み、婦人だと百三十六圓三十八錢拂込むことになる。

次に若しこれが据置年金年拂掛金とすると、元金放棄では十二歳の男子が毎年九圓十三錢、女子が十圓十七錢を掛ければ、五十歳以後死亡まで毎年百圓づゝ年金が得られる。これを元金留保にすると、男子十圓廿四錢、女子十一圓卅四錢の掛金である。

即時年金

又即時年金の方は、百圓の年金を得るためには、最低年齢たる四十歳の男子は、元金拋棄なら一千三百四十圓十二錢、女子なら一千四百十圓九十七錢を、又元金留保なら男子は一千四百十八圓十六錢、女子は一千四百八十一圓六錢を拂込めばよく、八十歳の老人なら元金拋棄では男子四百四十八圓廿七錢、女子五百十九圓五十四錢、元金留保では男子六百九十一圓五錢、女子では七百五十圓卅八錢で年金がつくのである。

實業篇

商業

商業の意味

商とは財物の轉換をいひ、商業とは財物の轉換を媒介する營業をいふのである。商業の種類はおよそ十一ある。即ち左の如きものである。

商業の種類

第一、卸賣商業、小賣商業。卸賣と小賣との區別は、買手即ち相手方によつて分けたものである。

第二、大規模商業、小規模商業。通常卸賣は大規模に行はれ、小賣は小規模に行はれる。

第三、固有商業、委託商業。これは商人の商業活動に對する地位によつて分けたものである。

第四、商品商業、貨幣商業、有價券商業、不動産商業。これは商業の物體の種類によつて分けたものである。

第五、當時商業、一時商業。これは業務の營まれる時間上、間斷の有無その他の需要者の需要の時期によつて分けたものである。

第六、需要商業、投機商業。これは商人が眼中に置く所の需要者の需要の時期によつて分けたものである。

第七、内國商又は内國貿易、外國商又は外國貿易、國際商又は國際貿易。これは商取引の行はれる地域によつて分けたものである。

第八、定住商業又は坐商、非定住商業又は行商。これは營業所が固定する否とによつて區別したものである。

第九、繫價商業、簡價商業。これは市價を定める方法によつて區別したものである。

第十、海上商、陸上商。これは商品の運輸の行はれる場所によつて區別したものである。

第十一、交通商業、現金商業、信用商業。これは商業に使用してゐる交易方便によつて區別したものである。

文明諸國には交換商業、即ち實物と實物とを交換するのは殆ど無いことで、普通は現金商業であるが、世の發達するに従つて、信用商業が段々多く行はれるやうになり、手形、小切手等を使つてその支拂をするのである。これまで一般の商品は、生産者から仲買人、仲買人から卸賣商又は直接に小賣商へ、それから小賣商人から、消費者へといふ順序で運ばれてゐるが、近頃銀行、會社、工場、官廳、學校などの各方面に消費組合が行はれて、生産者から直ちに消費組合へ運ばれるやうになり、又一方には大資本と大組織に成るデパートメント、ストアが段々出現するやうになり、同業者の競争も激しく、最も多い小賣商は非常に不利な立場に置かれて來たといはねばならぬ。

工業

工業といふのは、原料の變形又は變質をなす事業である。言ひ換へれば原料に機械的、化學的の變化を與へて生産するものである。

小賣商と消費

組合と百貨店

工業の意味

工業の種類

工業の種類には左の如きものがある。

第一、産物に對する欲望の種類によつて、普通工業と奢侈工業とに分ける。これに關聯した他の工業は、模造工業、代用工業で、何れも概して普通工業の一種である。

第二、販路地域によりて制限された販路を有する工業と、無制限の販路を有する工業とに分かれる。

第三、販路の状態によつて、消費者の注文に應じて造る工業、市場工業、商業のために生産する工業の三つに分かれる。

第四、工業經營の存續期間によつて、常時工業、一時工業、季節工業に分かれる。

第五、産物の仕上げの程度によつて、半製工業、全製工業、精巧工業に分かれる。

第六、規模の大小によつて、大工業と小工業とに分かれる。

第七、生産物の種類による工業の種類は、エンゲルが初めて一八七五年

に採つたものであるが、これには採鑛、泥炭坑業の如き原始産業も入つてゐる。

第八、経営の組織による工業の種類で、これは一面に於いて其の沿革を示すものである。

すべての工業が今日の進歩に達した主なる原因は機械力である。工業技術といへば天産物や粗製品に人工を加へて、その効用價値を増加することであるが、機械力によつてその目的を達し得らるゝのである。

電氣の應用は極めて廣く、最近十數年間の發達は驚嘆に値ひするほどで、我々の周圍は電氣作用によつて圍まれてゐるともいへる。鍍金、分折の如き化學工業もあり、暖房器などの熱に屬するものもあり、發電機などの電力供給もあれば、電話、電信などの通信機械もあり、電車、電燈などもある。

鐵工業はすべての工業の要素をなしてゐるもので、すべての機械は鐵を骨子としてゐる。交通機關も運送機關も土木建築なども悉く鐵世界の範圍である。

織物工業、漆工業、製陶工業なども生活必需品を製造する事業で、人生の實用と趣味とを充實するものである。

農 業

農業といふのは原始産業、即ち粗製品を産出することで、特に動植物的粗製品を産出することを目的とし、土地の耕作や家畜の飼養に従事するのである。鑛業などは全く農業以外であるが、林業になると廣い意味における農業の中に入るのである。

農業の種類を擧げると、

一、農業は産物の種類によつて、動物を飼養する農業と、植物を培養する農業との二つに分かれる。

二、農業は資本勞力の度合によつて、集約農と粗笨農との二つに分かれる。土地の面積の割合に、澤山の資本勞力を使ふものが集約農で、これと

原始産業

集約農
粗笨農

反對に割合に少額の勞資を使用するものが粗笨農である。我が國では北海道には粗笨農が行はれてゐるが、その他は多く集約農である。

米國の農業は實に粗笨農業の模範といふべく、一軒の農夫が百エーカー位の畑を持つてゐて、多いものは百町千町を持つものも珍しくない。何十町歩もある大きな畑で、大仕掛の機械を利用して農業をやつてゐるのである。耕すのも蒸汽機關で、種を蒔くのも機械を利用し、種を落す分量はメートルできちんと計る仕掛になつてゐる。肥料は殆どやらないで草は大概生したまゝになつてゐる。收穫の時になつて刈取るにも、機械の力でやるから、四五人もかゝれば四五十町は容易に耕せるのである。

三、規模の大小によつて、農業は大中小の三農に分れる。尤もその標準が最も隱健な所であらうと思はれる。小農は家族だけで働き、雇人は臨時には使用するが平常は使用しないもの。中農は平日でも雇人を使用して、主人と共に働く。大農になると主人は殆ど働かないで、すべて使用人にやらして、主人はこれを管理し、使用人を指揮監督するものである。しかし

大農といつても主人が必しも自農で勞働しないとも限つたわけではないから、この大農と中農との區別ははつきりしたものではないが、大體はかやうなもので、我が國には割合に小農が多いのである。

この大農、中農、小農はどれが最も良い方法であるかといふに、概していへば小農の多いのが良い。一國の政治上社會上の基礎を確實にする點からも、更に生産力を大にする點からも、小農の多いのが望ましい。

四、土地の所有權が企業者自身のものであるかないかで、自作農と小作農との差別が生じて來る。ところで經濟上から見れば自作農が良く、小作農は望ましくないことになる。自作農ならば土地は自分のものであるから、むやみに土地を疲らすことをしない。借地だと石灰などをむやみに使つて、土地を枯渴させることがありがちである。また作物を取るについても、自作であれば土をすつかり取り除くけれど、小作である小作物に土をつけたまま取るなどといふ、そんなことをするのが人情のまぬかれない所である。だから土地の力をよく保護するには、自作農が最も良いのである。

更に一步を進めて、政治上社會上の點においても、自作農夫は獨立の思想と自助の精神とに富んでゐるから、これが多いほど一國の基礎は鞏固になる。ところが小農人は概して輕薄である。小作の多い所は人情が純朴でない。質實でない、狡猾である。この點からいつても自作農の多いのが望ましいのである。

合理的農と
非合理的農

五、地方の維持を圖るか圖らないかによつて、合理的農、非合理的農の區別が生じて來る。合理的農は一に學問的又は補償的農といひ、非合理的農は經驗的又は盜賊的農ともいふのであるが、合理的のものは肥料や蒔物の選擇を大事にするのである。

高地農と
低地農

六、地方によつて高地農と低地農とに區別するが、日本は割合に高地が多いやうである。これは人口稠密で土地が狭いから、自然に農作地方が高地山腹にまで及んで行くからである。

七、農業經營の方法によつて、次の如く分けることも出来るが、この種類はまた農業の歴史的發達をも表はして居る。尤もこれは人により多少異

野草農法
休田農法
輪栽農法
圃圃農法

つた分け方を用ひるのであるが、まづ野草農法、休田農法、輪栽農法、圃圃農法等を擧げることが出来るのである。

日本の農業は多く圃圃農法であつて、これは作物の種類を問はず、世の中に需要のあるものを作り、肥料を十分にし、丁寧に耕作するものである。

貿易

生産者と消費者との中間に立つて、財貨の移轉の仲介をするものを一般に商業といふが、その商業中にて、外國に對するものを貿易といふのである。

貿易における商品の移轉は、内國商業におけること違ひはないが、その代金の授受は、各國貨幣制度が違ふ結果、頗る複雑な關係を生ずる。

貿易上の支拂方法、外國に對する支拂は現金の輸送と爲替制度との二つによることは、内國におけること違ひはない。然し現金支拂の場合には、貨幣は貨幣として通用しないから、皆地金の價格によつて行はれる。この現

爲替相場

金支拂は実際にはおほく行はれず、支拂の大部分は爲替の方法によるのである。

爲替相場 外國爲替には各國貨幣制度の違ふ結果、相互換算の上に交換の歩合を示すものがなければならぬ。この場合に本國貨幣に對する外國貨幣の交換歩合を示すものを爲替相場といひ、その立て方には左の二種がある。

- 一 請取勘定 邦貨に對して外國貨幣幾らと勘定する。例へば邦貨拾圓に對して米貨五弗といふ如きものである。
- 二 支拂勘定 外國貨幣に對して邦貨幾らと勘定する。例へば米貨一弗の相場貳圓であるといふ如きものである。

爲替相場の變動 爲替相場は外國に對する支拂債務と請取債務との多少の關係、その他の原因によつて常に變化するから、貿易業者はこれに關して相當の智識を具へ、常に特にこれに注意しなければならぬ。

一國が輸入超過その他の原因によつて、外國に對して債務國となれば、

逆相場と
順相場

その爲替相場は請取勘定にては下落し、支拂勘定にては騰貴し、この場合を逆相場といふ。これに反對の場合は順相場である。而して一國の輸入が常に輸出に超過する時は、その國は外國に對して常に債務國で、その結果爲替相場は常に逆となるのみならず、支拂決済のために金貨と地金が流出して、貨幣制度の基礎を危くすることがあるから警戒しなければならぬ。

貿易政策上の主義 貿易に對して國家の取る態度には、自由主義と保護主義とある。自由主義は輸出入共に成行のまゝに放任するものであつて、保護主義は國內における産業保護その他の目的のために、輸出入（特に輸入）に制限を加へ、輸入の商品に對しては特別の租税を賦課して、依つて起る内國生産品と競争することを困難とするなどの方法を講ずるものである。

自由主義と保護主義との利害は、國によつて異ふものであるから、一概に論ずることは出来ないが、我が國は多く保護主義に據つてゐる。

我が國の貿易は近時大いに進歩して來たが、輸出品の多くが粗製原料又

自由主義と
保護主義

品
主なる輸出入

は半製品であるのは遺憾なことである。輸出品の主なるものは生糸、綿織物、羽二重、銅、石炭、燐寸等であり、輸入品の主なるものは棉花、鐵類、砂糖、豆粕、羊毛等である。主要貿易港には横濱、神戸、大阪、門司、仁川、釜山等があり、取引先は米國、支那、印度を主とし、それに次いで英國、佛國等である。

輸出入品に對して課する租税を關稅といふ。關稅には通過關稅、輸出關稅、輸入關稅の三種がある。關稅の定率法によるもの、書籍、新聞、雜誌などの國民の智識を増進するもの、又は我が國産業の振興に必要な貨物には課税しない。各種裝飾品、奢侈品、自動車等にはその價格の四割から六割に當る税を課し、煙草は三十五割五分も税を課してゐる。

産業組合

産業組合は中産者以下のものを組合員として、組合員共同の利益を保護増進しやうとする目的を以て設けられた組合である。現今經濟界の大なる

目的

傾向である所の集中の勢は、薄資なる小企業家の經濟的獨立を減すから、これに對抗して分立の勢力を作り、薄資者の經濟的地位を確にしやうとする努力の下に生れて來たもので、その趣旨は自治と協力との精神的結合を基調とし、小資本を集めて産業上及び生活上の改善を圖らうとするもので、小資本家が結合して共同の力を以て大資本家に當り、大資本家のみの專制的活動に對抗する意味から必要なものである。

されば産業組合の目的は、會社の如く専ら營利にあるのではなく、協同團結の力によつて、組合員各自の經濟的地盤を鞏固にするにある。これを忘れて産業組合も、亦會社と同じく營利本位のものご考へるのは誤りである。

我が國では早く産業組合の精神が行はれ、報徳社その他の勤儉講にして、よくその精神を體したものがあつた。なほ近年政府は大いにこれを獎勵したから、産業組合は今や全國に普及し、その成績頗る良好である。

産業組合を設けるには七人以上の同意者が集まりて定款を作り、地方長